

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

令和5年度 第1回全体委員会

日時：令和5年7月4日（火）13：30～15：30

会場：豊田市福祉センター ※オンライン（zoom）併用

議 事 次 第

1. 開会

- 資料確認
 - 熊田委員長あいさつ
 - 本日の出欠状況
- } 10分(13:30～13:40)

2. 議事

- (1) 本プロジェクトの進捗状況等について（報告）
 - 本プロジェクトと令和4（2022）年度の取組について
 - 「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗について

} 25分
(13:40～14:05)
- (2) フォロワー及び権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）
の役割と養成について（報告と意見交換）
 - 意思決定フォロワーに関する報告
 - 権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）に関する報告

} 40分
(14:05～14:45)
- (3) 2023年度の活動目標と予定について（報告）
 - 研修ワーキング・グループ
 - アドボケートワーキング・グループ
 - 評価ワーキング・グループ

} 25分
(14:45～15:10)
- (4) 2023年度シンポジウムのテーマについて（報告と意見交換）

} 10分
(15:10～15:20)
- (5) 英国でのプレゼンテーションについて（報告）

} 5分
(15:20～15:25)

3. その他

- 本年度の予定について
- 事務連絡

5分 (15:25~15:30)

資料

- 1-1 全体委員会名簿
- 1-2 座席表
- 2 説明資料
- 3 令和4年度第3回全体委員会議事録
- 4 地域共生社会を考えるために知っておきたい100のことシート

(机上配布・画面共有)

アドボケイト報告書 (ケース1・2)

当会議は、「地域共生社会推進全国サミットin
とよた」のプレサミットとしても開催しています

(開催日程) 令和5年10月12日(木)~13日(金)

(開催場所) 名鉄トヨタホテル、参合館



2023 年度 日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

意思決定支援モデルプロジェクト全体委員会

全体委員会 委員名簿

| 氏名 | 所属 |
|-------|---------------------------|
| 木本 光宜 | 特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長 |
| ◎熊田 均 | 愛知県弁護士会／熊田法律事務所弁護士 |
| 阪田 征彦 | 障がい者支援施設むもん 施設長 |
| 中根 成寿 | 株式会社 SMIRING 代表取締役 |
| 長坂 俊成 | 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 |
| 長澤 幸祐 | 愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長 |
| 永田 祐 | 同志社大学 社会学部 教授 |
| ○名川 勝 | 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事 |
| 三井 克哉 | 特別養護老人ホームくらがいけ 施設長 |
| 水谷 晶子 | 市民代表 |
| 枘方 瑞恵 | 公益財団法人日本財団 |
| 八木 将仁 | 豊田市社会福祉協議会 暮らし応援課長 |
| 山下 陽子 | 愛知県弁護士会／今池法律事務所弁護士 |

（50音順、敬称略。◎は委員長、○は委員長代理。）

事務局兼委員

| 氏名 | 所属 |
|-------|------------------------------|
| 安藤 亨 | 豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当長 |
| 水島 俊彦 | 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事 |
| 森地 徹 | 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長 |

（50音順、敬称略。）

豊田市出席者

| 氏名 | 所属 |
|-------|--------------------------|
| 大内 紀哉 | 豊田市 福祉総合相談課長 |
| 加藤 良典 | 豊田市 福祉総合相談課 権利擁護支援担当 担当長 |

（50音順、敬称略。）

オブザーバー（予定）

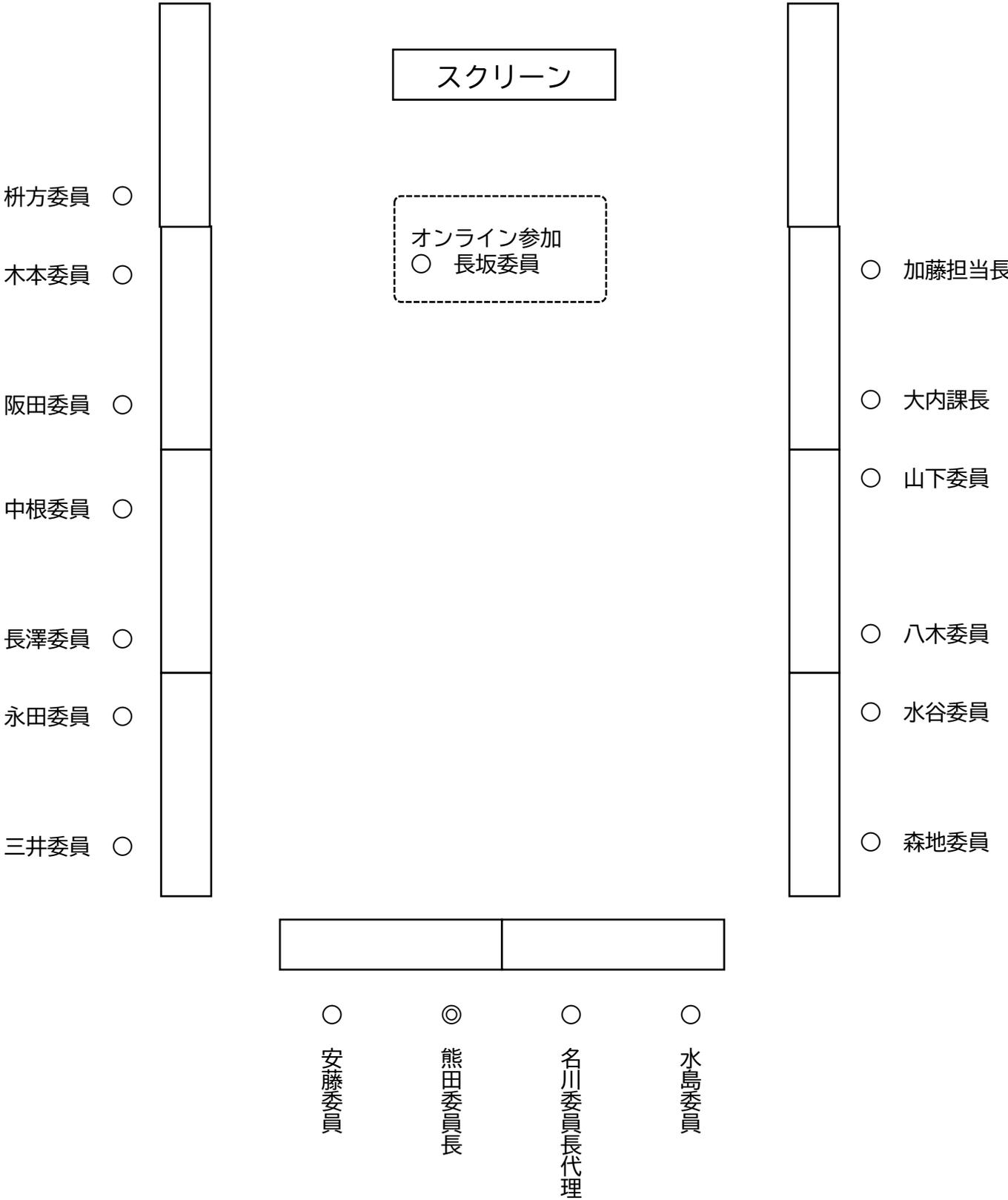
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

公益財団法人日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

意思決定支援モデルプロジェクト 令和5年度第1回全体委員会 座席図

日時：令和5年7月4日（火）13時30分～
場所：豊田市福祉センター



第 1 回 意思決定支援モデルプロジェクト 全体委員会 会議資料

令和 5 年 7 月 4 日
意思決定支援モデルプロジェクトチーム

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言いかえましょう。
 - 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
 - わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
 - 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
 - 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
 - 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

- 1 「意思決定支援モデルプロジェクト」の進捗状況等について
- 2 フォロワー及び権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）の役割と養成について
- 3 2023年度の活動目標と予定について
- 4 シンポジウムのテーマについて
- 5 英国でのプレゼンテーションについて

「意思決定支援モデルプロジェクト」の進捗状況等について



【実証の場】

豊田市

- ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実施（仕組みづくり、各種調整、厚労省モデル事業応募など）
- ・ 豊田市成年後見・法福連携推進協議会（本会議、身寄りのない方への支援のあり方部会、モデル事業作業チーム）の運営

障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業

- ・ プロジェクトの各ワーキング・グループ運営を通じた事業実施支援（各種研修、各種支援会議等への同席、必要に応じた助言など）
- ・ 事業の評価の仕組みづくり及び効果測定（海外事例調査を含む）
- ・ 事業に関する政策的啓発（シンポジウム等）の企画・運営

【ノウハウ提供】

日本意思決定支援ネットワーク
(SDM-Japan)

- ・ 先駆的実践事例の構築
- ・ 先駆的事例に関する評価
- ・ 意思決定支援に関する仕組みの研究
- ・ 国への政策提言

【全国展開】

日本財団



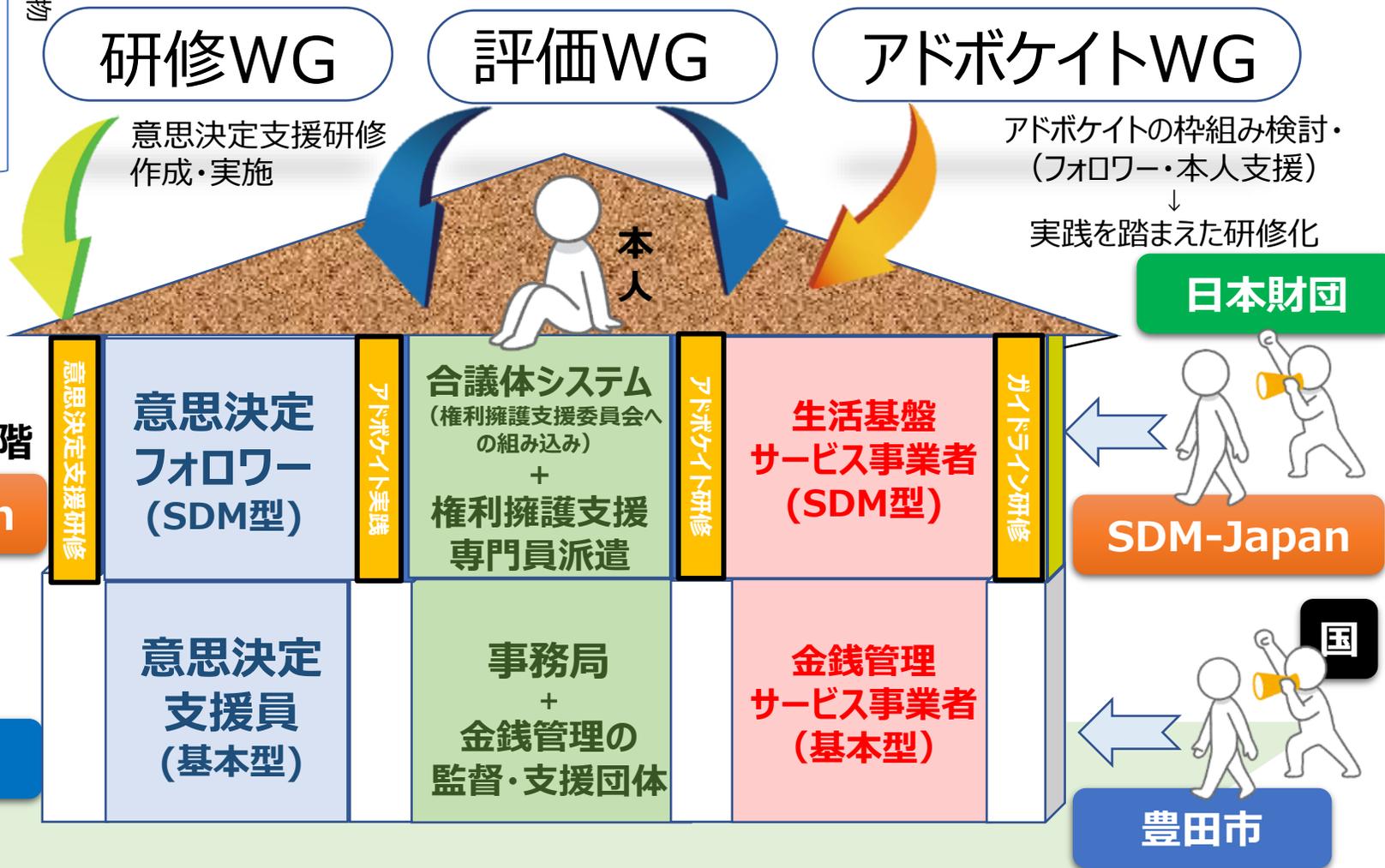
SDM-Japan



THE NIPPON
FOUNDATION 5

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業のイメージ

- 共同著作物
- 標準的事項 (豊田市)
 - 意思決定支援の要素を含む事項 (SDM-Japan)



これまでの検討過程（2022年度上半期）

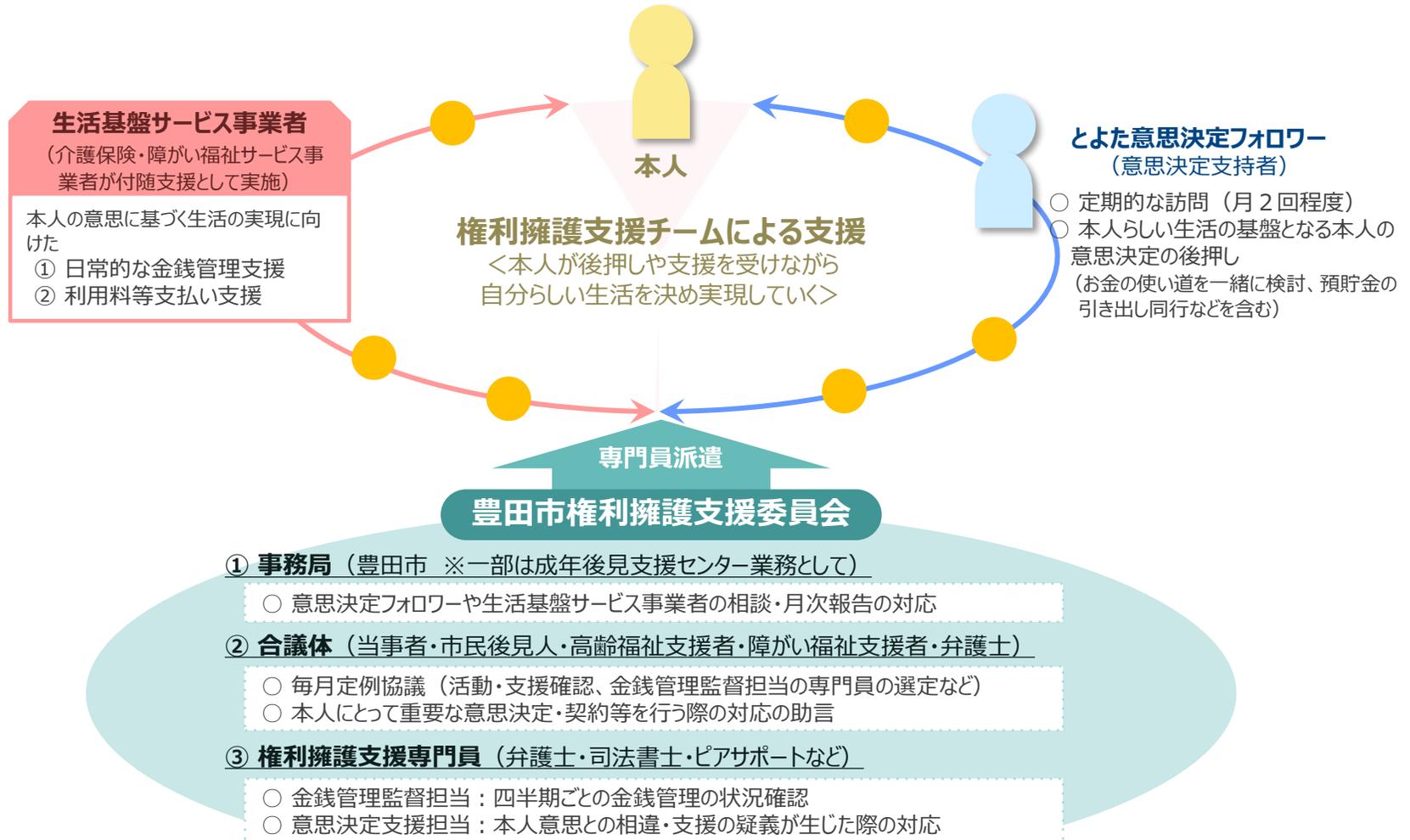
| 時期 | 研修WG（1回あたり120分を想定） | アドボケートWG（1回あたり120分を想定） |
|----------------------------|---|--|
| 5/31 (火) | 第1回WG（対面） <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 意思決定サポーターの活動イメージの意見交換 ○ スケジュールの確認と役割分担 | - |
| 6/18 (土) | 第2回WG（オンライン） 13:00~14:30 <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険サービス・障がい福祉サービス事業者における金銭管理に対する課題認識の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者の支援イメージの意見交換 | 第1回WG（オンライン） 15:00~16:30 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業全体のイメージ擦り合わせ ○ 後見監督人の活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会の監督・支援イメージの意見交換 |
| 6/28 (火) | 第3回WG（対面・オンライン） 13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ とよた市民後見人活動における意思決定支援への関わり方や支援状況等の共有【報告】 ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における支援員の活動内容の共有【報告】 ○ 意思決定サポーターのあり方（何をやるか）の意見交換 | - |
| 7/16 (土) 7/23 (土) | 第4回WG（オンライン） 7/16（土）13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業における金銭管理の実施方法の共有【報告】 ○ 生活基盤サービス事業者のあり方（何をやるか）の意見交換 | 第2回WG（オンライン） 7/23（土）13:00~14:45 <ul style="list-style-type: none"> ○ 海外事例や子どもアドボケートの活動内容の共有【報告】 ○ 権利擁護管理委員会における「本人にとって重要な意思決定支援を行う際の対応」「本人意思との相違・履行状況の疑義が生じた際の対応」についての検討 |
| 7/26 (火) | 第5回WG（対面・オンライン） 13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての意見交換 | - |
| 8/30 (火) 9/7 (水) | 第6回WG（対面・オンライン） 9/7（水）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 意思決定サポーター及び生活基盤サービス事業者の活動試案についての継続協議 ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換 | 第3回WG（オンライン） 8/30（火）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護管理委員会の活動試案についての意見交換 |
| 9/24 (土) | 臨時（研修（第7回）・アドボケート（第4回）合同）WG（対面・オンライン） 9/24（土）13:00~15:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル実施段階における意思決定サポーター・生活基盤サービス事業者・権利擁護管理委員会の活動（案）についての確認 | |
| 9/26 (月) | 豊田市地域生活意思決定支援事業のモデル実施事前説明会 9/26（月）13:30~16:00 | |
| 10/7 (金) | 第1回全体委員会（対面） 10/7（金）10:00~12:00 <ul style="list-style-type: none"> ○ WGの検討結果報告、事業の施行に関する意見交換、シンポジウムに関する意見交換 | |

これまでの検討過程（2022年度下半期）

| 研修WG （1回あたり60分を想定） | アドボケートWG （1回あたり120分を想定） | 評価WG （1回あたり120分を想定） |
|--|--|---|
| 第8回WG（対面） 11/2（水）10:00～11:00 ○ 研修計画素案に対する意見交換 | 第5回アドボケートWG（オンライン） 10/15（土）10:00～12:00 ○ 利用登録書、契約書の内容確認 ○ フォロワー及び事業者からの報告様式の検討 ○ 専門員の活動内容について | 第1回評価WG（オンライン） 8/13（土）13:00～15:00 ○ 今年度WGで実施することについて 第2回評価WG（オンライン） 9/24（土）16:00～18:00 ○ 評価方法についての整理 |
| 第9回WG（対面） 12/15（木）10:00～11:00 ○ 相談会・ミニ研修会の実施について | 第6回アドボケートWG（オンライン） 11/19（土）10:00～12:00 ○ 試行実施にかかるフォロワーの・事業者の進捗報告と意見交換 ○ 専門員の活動内容について | 第3回評価WG（オンライン） 11/6（日）10:00～12:00 ○ ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価のモデルケースへの適用方法について |
| 第2回全体委員会（対面・オンライン） 1/12（木）10:00～12:00 ○ 委員長指示事項とWG等での検討状況報告、意見交換、シンポジウムの実施について | | |
| 第10回研修WG（対面） 1/12（木）13:00～14:00 ○ 研修プログラムについての協議 | 第7回アドボケートWG（オンライン） 1/21（土）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ フォロワー活動支援のあり方 ○ 権利擁護支援専門員の活動フロー案 | 第4回評価WG（オンライン） 1/22（日）15:00～17:00 ○ ニーズ評価結果の確認 |
| 実践シンポジウム（会場：福祉センターホール・オンライン） 2/19（土）13:00～17:00 ○（第1部）基調講演・モデル事業の内容及び三者連携について（第2部）実践報告・パネルディスカッション | | |
| 第11回研修WG（対面） 3/14（火）10:00～11:00 ○ 研修プログラム最終案の確認 | 第8回アドボケートWG（オンライン） 3/12（日）10:00～12:00 ○ モデルケース進捗確認 ○ アドボケート視点のポイント整理 ○ 懸念事項が生じた場合の対応方法 | 第5回評価WG（オンライン） 3/19（日）15:00～17:00 ○ 評価結果の確認と次年度に向けた検討 |
| 支援者向け意思決定支援研修（会場：福祉センターホール・オンライン） 3/18（土）10:00～16:30 | | |
| 第3回全体委員会（対面・オンライン） 3/28（火）10:00～12:00 ○ 令和4年度の報告、課題等に対する意見交換、次年度の取組に対する意見交換 | | |

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗について

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォローは市民後見人養成講座修了生



令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォローの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

※ 本事業は、厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の採択を受けて実施しており、上記取組を進めることで、総合的な権利擁護支援策の構築といったこれまでの方向性に基づいた事業化の可能性を高めつつ、国の動向（参考資料：一定所得層については、身元保証等民間サービスの利用を前提にするものと推察される。これについては、6/27国WGにおいて、数多くの委員より、当該の方向性を危惧する厳しい意見が相次いでいる。）を注視しておく必要がある。

対象者の状況に応じた今後の権利擁護支援策のイメージ ～法定後見終了場面を中心に～

※基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる（第二期計画p4）

施設等による事実上の支援 / 家族等による事実上の支援

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

法的課題の発生（債務整理、遺産相続、入所・入院契約、預貯金解約、虐待など）

法定後見制度（必要な範囲・期間で利用できるようにすること等の見直しを検討）

専門職後見

法的課題の解決（代理権・取消権の行使）

生活の安定

本人又は後見人等による契約締結

【契約】

頼れる身寄りなし

日常生活自立支援事業、モデル事業②など
公的サービス
※無料又は低額を考慮

民間サービス

※実態把握や課題の整理を踏まえた対策を考慮

意思決定支援等の確保、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討

低
支払能力
高

法人後見

親族後見

市民後見

モデル事業

①

モデル事業

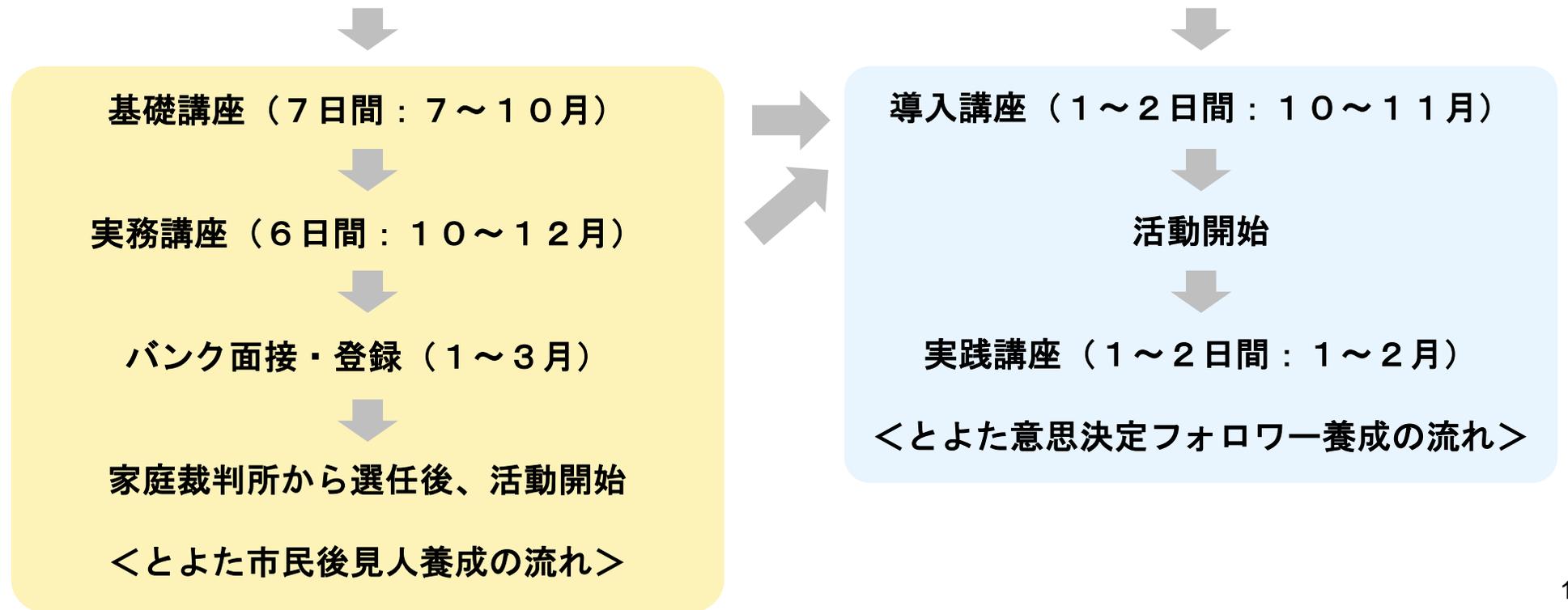
③-2

※適切な後見人等の選任・交代を推進
注：上記後見人等の記載は例示

（注）本資料は、意見交換のために、事務局において作成した一つの模式（イメージ）であって、様々なケースを網羅的かつ画一的に表しているものではない。

- とよた市民後見人として活動するには、基礎講座及び実務講座を受講後、面接を経て、とよた市民後見人バンク登録し、選任を待つ（基礎講座を今年度受講した人が、翌年度に実務講座を受講してバンク登録することも可。）。
- とよた意思決定フォロワーについては、導入講座を受講後に活動開始し、実践講座を受けながら活動を充実させる。
- ご自身の関心等に合わせて、とよた市民後見人養成講座を受講後、意思決定フォロワーの導入講座を受講することで、市民後見人だけでなく、意思決定フォロワーとして活動することもできる。

とよた市民後見人養成講座事前説明会 兼 とよた市民のための意思決定支援・権利擁護支援を学ぶ会





- 開催日時

＜休日・半日開催＞※2日間の参加必要

①10月29日（日）午後、11月12日（日）午後

＜平日・1日開催＞

②10月31日（火）1日

※①、②は同じ内容

- 開催場所

福祉センター

- 内容

意思決定フォロワー活動紹介、意思決定支援の講義、演習 など

| | 高齢者であるAさんのケース |
|-------------|--|
| ご本人の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 70代女性（要介護4→5、認知症）。特別養護老人ホームに入所中。 |
| 意思決定フォローの活動 | <p>【とよた市民後見人受任者】 月2回、施設に訪問して、1時間程度お話ししている。 （市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実）</p> <p>① 2022.12訪問時 お団子が好きで、食べたいとの会話をした。そのため、フォローが後押し。 本人→施設「お団子が食べたい。」 施設→本人「お正月に食べますか？」との提案があった。</p> <p>② 2023.1訪問時 本人→フォロー「管理されていて自由になるお金はない（あきらめ）。」 本人→施設「お団子を買ってほしい。」（okが出た）</p> <p>③ 2023.2訪問時（1回目） 本人→フォロー「お団子は食べられていない。」（その後、食べる事ができた）</p> <p>（関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果）</p> <p>① 2022.12活動報告（抜粋） ・ 自由になるお金はない。</p> <p>② 2023.3活動報告（抜粋） ・ お金の事をスタッフに聞いても、「ない」と言われる。年金があるはずなのに、どうなっているのか。</p> <p>③ 2023.5活動報告（抜粋） ・ お気に入りだったピンクのひざ掛け。「ひざ掛けをしている写真がある。見せたい。」と見せてくれた。 ・ どこにいったのかスタッフと話したいのかを本人ともう一度話してみる（今までは本人はあきらめている）。</p> <p>④ 2023.6活動報告（抜粋） ・ 何度もトイレに連れていかれる（「イヤ」と言えない。言っはいけないと思っているよう）。</p> |



| 高齢者であるAさんのケース | |
|------------------------|--|
| ご本人の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 70代女性（要介護4→5、認知症）。特別養護老人ホームに入所中。 |
| 生活基盤サービス事業者の支援 | <p>【社会福祉法人C <介護保険サービス事業者（特別養護老人ホーム）>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者として施設長、サービス提供責任者兼支援員として同建物内の別事業ケアマネを配置。 元々、社協が金銭管理支援していたケースであるため、現状でも、通帳と印鑑は社協で管理しているが、社協の関与をできるだけ少なくできるよう調整。 施設利用料等は自動引き落とし設定にしてあるため、日用品・小遣い等で3,000円/月分、予備用として1万円程度を、事業者において現金管理。 残金が少なくなった場合、施設職員が社協より必要額を受け取る。受領した施設職員は施設事務所で保管している出納簿に記入して、金額を追加する。 支払い等が必要な場合、対応する職員が事務職員の確認を受けた上で実施する。 |
| 権利擁護支援専門員（金銭管理監督担当）の監督 | <p>【豊田市内の司法書士（リーガルサポート所属）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023.4.21 施設を訪問して、金銭管理状況の監督を実施。 現金、出納簿、根拠書類などを確認。 社協より現金を預かった施設職員が自身で出納簿を通じて、追加していたため、社協とのやり取り（受領書など）を残すことや、当該職員以外のもので出納簿に受け入れを記入することに改めるよう指摘。 次回は7月に実施する予定。 |

| | 障がいのあるBさんのケース |
|-------------|--|
| ご本人の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 50代女性（知的障がい、療育手帳あり）。市内のアパートで1人暮らし。市内の民間企業で清掃業務などに従事。 |
| 意思決定フォローの活動 | <p>【とよた市民後見人養成講座修了生】 月2回、自宅等に訪問して、1時間程度お話ししている。 （市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実）</p> <p>①本人の従前からの気持ち 「痛い痛いって言っても尋ねても、なかなか病院に（連れて）行ってもらえなくて。」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん（事業者）が聞いてくれない。」「私の痛いのを誰もわかってくれない。」（手術を悩んでいた）</p> <p>②2023.2訪問時 本人→フォロワー 「手術した方が良いですか？」 フォロワー→本人 「（手術をした方が良いかの答えは）フォロワーとしては言えない。」「Bさんの気持ちで医師に伝えてくださいね。」</p> <p>③2023.2末 本人→医師 「頭が痛いから手術してください。」（その後、入院・手術に）</p> <p>④2023.3訪問時 本人→フォロワー 「まだ少し痛みは残っている。しかし薬で痛みが治まるので、これについては良かった。」</p> <p>（関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果）</p> <p>①2023.4訪問時 本人→フォロワー 「（Kさん（事業者）の話し言葉が）速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。」「フォロワーから伝えてほしい。」「もっとゆっくりと私たちの頭についていけるように話してほしい。」 フォロワー→本人 「Kさん（事業者）にお願いするしかないですね。」</p> <p>②2023.5訪問時（1回目） 本人（フォロワー同席）、Kさん（事業者）、施設長と話し合い</p> <p>③2023.5訪問時（2回目） 施設長からKさん（事業者）に話すことを進められた。フォロワーがそれを後押しし、本人→Kさん（事業者）に伝えた。 本人 「Kさん（事業者）もゆっくりと話してくれるようになった。」「自分も『もう一度、言ってほしい。』と言えるようになった。」「施設の人に想いを話すと、嫌われると思って心配していた。」</p> |

| 障がいのあるBさんのケース | |
|------------------------|--|
| ご本人の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 50代女性（知的障がい、療育手帳あり）。市内のアパートで1人暮らし。市内の民間企業で清掃業務などに従事。 |
| 生活基盤サービス事業者の支援 | <p>【社会福祉法人D <障がい福祉サービス事業者（共同生活援助）>】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者として法人理事、サービス提供責任者兼支援員としてグループホームの世話人を配置。 通帳と印鑑を法人で管理。 本人が毎月に使いたい金額を決めたら、事業者と相談しながら、使いみちを確認。 上記で決めた額を本人がキャッシュカードで引き出し。 サービス料は自動引き落とし設定にしてあり、交通費・食費・日用品・小遣い等で6万程度を現金化。 本人が現金管理。 本人は支払い等の記録を毎週つける。それを見ながら、事業者が毎週残金状況をチェック。 |
| 権利擁護支援専門員（金銭管理監督担当）の監督 | <p>【豊田市内の弁護士（愛知県弁護士会所属）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023.5.30 法人本部を訪問して、金銭管理の支援の状況をヒアリング。 2023.6 実際に、本人が付けている支払記録簿と根拠資料、通帳を確認。 毎回ではなくても良いが、監督の際に、本人に同席してもらい、様子などをヒアリングできると良いとの提案がされた。 |



調整ケース①：これまでであれば身元保証等民間サービスを利用していたであろう身寄りなし高齢者の入所調整ケース

- 80歳台女性。生活保護受給中。現在要介護3。
- 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。
- 一時的な心身の状態の低下により、判断能力が不安定であったが、本人と事業者、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始（その後、特養に移行）。
- また、課題となる①金銭管理、②通院支援、③死後の対応について、関係者でケース検討。
- 本人が意思決定できるために相談できる相手もないことと①金銭管理の課題から、本事業の利用調整を行うことに。
- 現在は、施設で通帳と印鑑を保管できないルールであるため、このポイントを中心に調整を進めている。

調整ケース②：「障がい者における65歳時の介護保険サービス移行問題」への対応＋保佐人の役割検討ケース

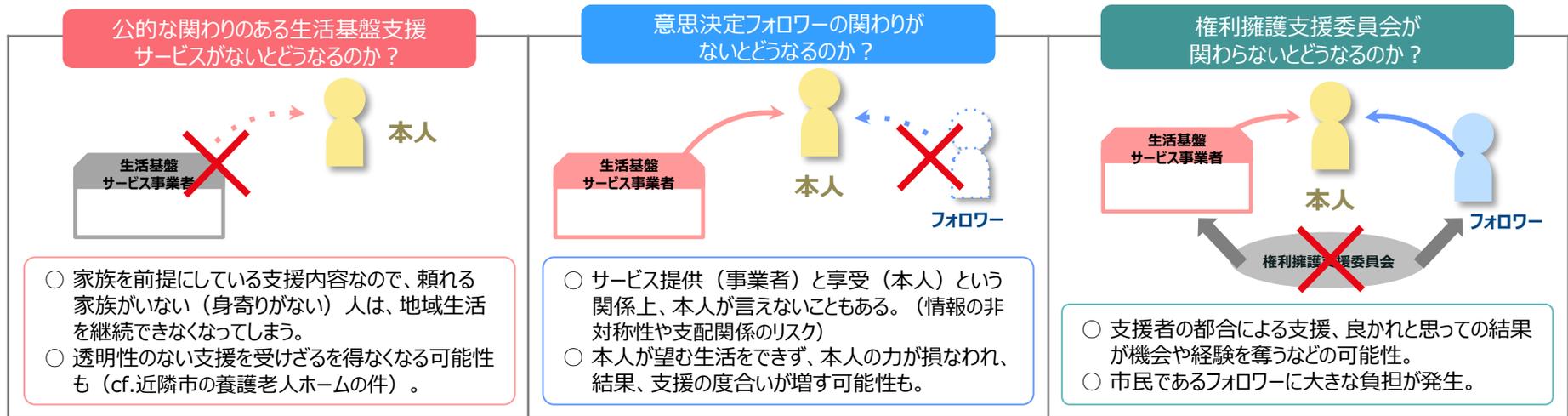
- 60歳台男性。知的障がい（療育B）で一人暮らしをしている。障がい支援区分5、要介護2。
- 65歳を迎えたため、制度上は原則介護保険サービスに移行していく必要があるが、本人は生活を変えたくないとの希望があり、支給決定所管課と介護保険所管課と事業所とで行った調整がきっかけとなったケース。
- 本人が通っている生活介護事業者は、元々本人の日常的な金銭管理を実施（保佐人が大元を管理）していた。仮に基本的なサービスが介護保険に移行したとしても、本人が慣れている生活介護事業者が生活基盤サービス事業者として、生活全般に必要な金銭管理の支援という形で関わり続けられるため、現在の形から本事業の利用へ移行することを検討中。

調整ケース③：本人の希望に基づく生活・余暇の充実検討＋親亡き後への準備＋成年後見人の役割検討ケース

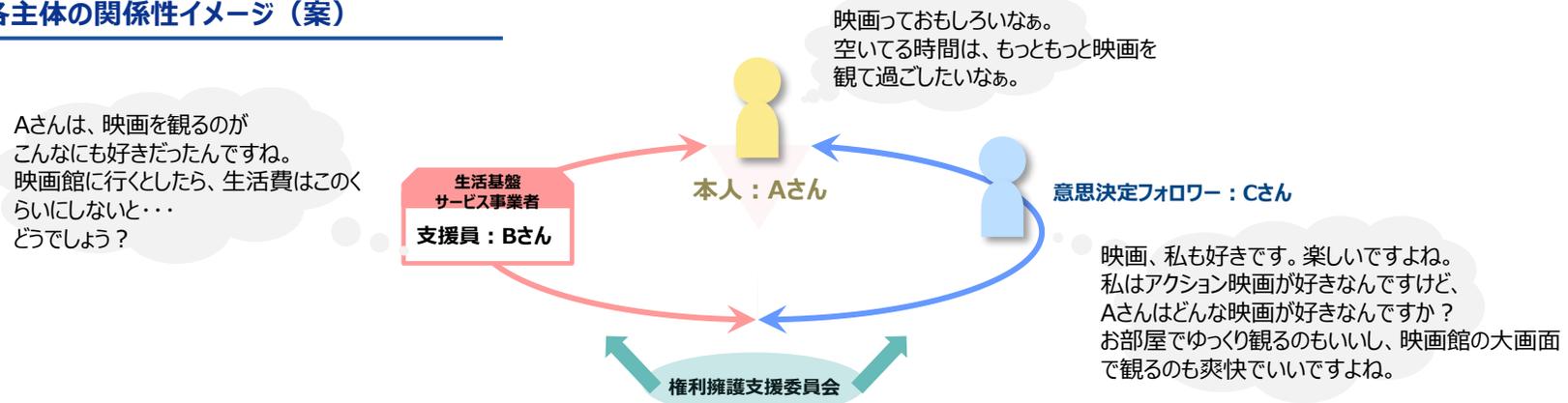
- 40歳台男性。知的障がい（療育A）＋身体障がい、父親（認知症）と同居。障がい支援区分3。
- 現在は、本人と父親ともに同じ弁護士が後見人として選任しているが、大きな財産管理の業務はなく、日常の金銭管理が中心になっている。
- 一方で、意思決定支援に関して、本人と父親は年に1回旅行に行っているが、本事業を利用して、フォローの面談等を通じて、選択や希望などにもう少し丁寧に寄り添うことができれば、さらに生活が充実できるのではないかと後見人から相談があった。
- 最近、父親の体調が悪くなっているため、支援体制の変化が想定されることもあり、利用のタイミングを調整しているケースである。

フォロワー及び権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）の 役割と養成について

- 豊田市地域生活意思決定支援事業は、日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が仕組みとして支援に関わることがポイントである。また、定期的な金銭管理の確認や、本人にとって重要な意思決定支援を行う際には、権利擁護支援委員会による対応（本人視点に一貫して立つ主体である専門員の派遣など）も想定している。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、身寄りがない方などを中心に、本人らしい生活を実現するために極めて重要である。



■ 本人と各主体の関係性イメージ（案）



「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「とよた意思決定フォロワー」の役割等

（役割・機能）

- 1 定期的に訪問するとともに、本人が生活で望むことの後押しをする役割です（本人とは、サービスを提供する・サービスを受けるといった関係性ではありません）。

（金銭管理）

- 2 お金の使い道について一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりします（お金は預かりません。）。

（意思決定支援）

- 3 本人のしたいことや希望を大切にして、本人のマイクやスピーカーのような関わりをします。

（記録・報告）

- 4 1人で悩まず、権利擁護支援委員会に報告や相談をします。

（危機等の対応）

- 5 本人の生命・身体・財産等に関する重大な問題が生じうる場合には、速やかに委員会等に対応を求めます。

主体の想定：豊田市が委嘱した市民

※ 当面は、とよた市民後見人養成講座修了生を想定（今後は、寄付等を活用したフォロワーの養成講座も予定）

- ① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める
- ② wish（希望・願い）や主張を本人が言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish（希望・願い） ・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

フォロワーの発言変化（2022.10～2023.6）

（2022年10月）

- 何か一つ習得するものがあれば、そういうことも一緒にやっていたらなと思ってますね。



（2023年6月）

- 日常生活が違ってきていることをお聞きすることが、フォロワーとして何か役に立ってるのかなと思うようになった。
- Fさんが話すのを、良かったですねとか、どんなふうにしたんですかなどと聞いている。
- 話題提起はするものの、基本的に本人の聞き役に回っている。
- 本人自身が、どうなりたいか、どうしたいかということを以前よりも言ってくれるようになった。
- フォロワーとしても、そのような本人の変化や周囲の良い変化を感じられ、やりがいを感じている。

●本人
○フォロワー

「頭が痛い」(2023.2~3)

- (以前から) ●「痛い痛いって言っても尋ねても、なかなか病院に行ってもらえなくて」「薬を飲んでも効かないって何回言ってもKさん(事業者)が聞いてくれなくて」「私の痛いのを誰もわかってくれない」



- (2月) ●「手術したほうが良いですか?」とフォローに尋ねる
- (2月) ○(するしないは) フォロワーとしては言えない。Fさんの気持ちで医師に伝えてくださいね。



- (2月末) ●「頭が痛いから手術してください」と医師に訴える →入院、手術



- (3月) ○今回のように(手術を受けるかどうか) 決定に対する意見を求められた際の、フォローとしての対応がわからない。苦しい気持ちということではなく、もっと他に言い方がないかと思う。
- ○フォローは共感的に受け止めるだけでなく、考えを求められて決めてほしいと思われることがあるがどうしたらよいか。



○単刀直入にポンと言うのではなく、不安材料をひとつひとつ話し合っていくことで整理ができるのかもしれない。

- △一緒に会話を練習する機会を設けてみましょう。

Kさんの言葉が速くて聞き取れない（2023.5～6）

- （5月）●話し言葉が「早くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい」との要望が本人からあり、これをフォロワーから伝えてほしいとの希望が出された。
- ●いろいろなことを話されても、ひとつのことを理解するのに時間がかかるから、もっとゆっくりと私たちの頭でついていけるように話してほしい。



- ○「Kさんをお願いしますしかないですね」と返答



- ○（フォロワーとして）どうしたらよいでしょう？
- ○Fさんの考えを確かめたい。できればFさんがKさんに言えるようになれば良いと思う。そのときにKさんと話をする機会ができれば私もそのときに同席できればと思う。
- ○Fさんの活動の幅が広がる、Fさんの思いを伝えることできるフォロワーになっていきたい



- （6月）○（Kさんが近づいてきたところで）Fさんが話すのを後押しした（於定期イベント）
- ●Kさんもゆっくりと話してくれるようになった。自分も「もう一度言ってほしい。」と言えるようになった



- ○本人が自分で、自分のことを言えるようになった、フォロワーがあればこれやるのではなく、その変化をそっと見守ることができた点が良かったと思う。
- ●施設の人に思いを話すと嫌われると思って心配していた。

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

（役割・機能）

- 1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。

（金銭管理）

- 2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。

（意思決定支援）

- 3 本人の意思決定や意思決定フォロワーの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。

（記録・報告）

- 4 意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。

（危機等の対応）

- 5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

主体の想定：

【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士

【金銭管理監督担当専門員】当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士

【意思決定支援担当専門員】当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者

権利擁護支援専門員（意思決定支援担当）の現在の動き方

- 2022年10月から活動開始。進行中の2ケースについて各フォロワーとの面談を通じた支援を行う。
- 当初は随時実施としていたが、現在は、フォロワーからの実施報告書が提出された後、個別にアポイントを取得し、報告書を踏まえて面談を実施する形に変化。
- オンラインにて、1回あたり1時間程度（月1回程度）の面談を実施。

- 現在の進行方法としては、概ね以下のとおり。

①面談趣旨の説明

記録をとること。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること 等

②フォロワーからの活動報告の受けとめ

報告書をお互いに見ながら、本人・フォロワーにどんな変化があったか（なかったか）、その他やってみて良かったこと、心配していること等をお話いただく。

③問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン

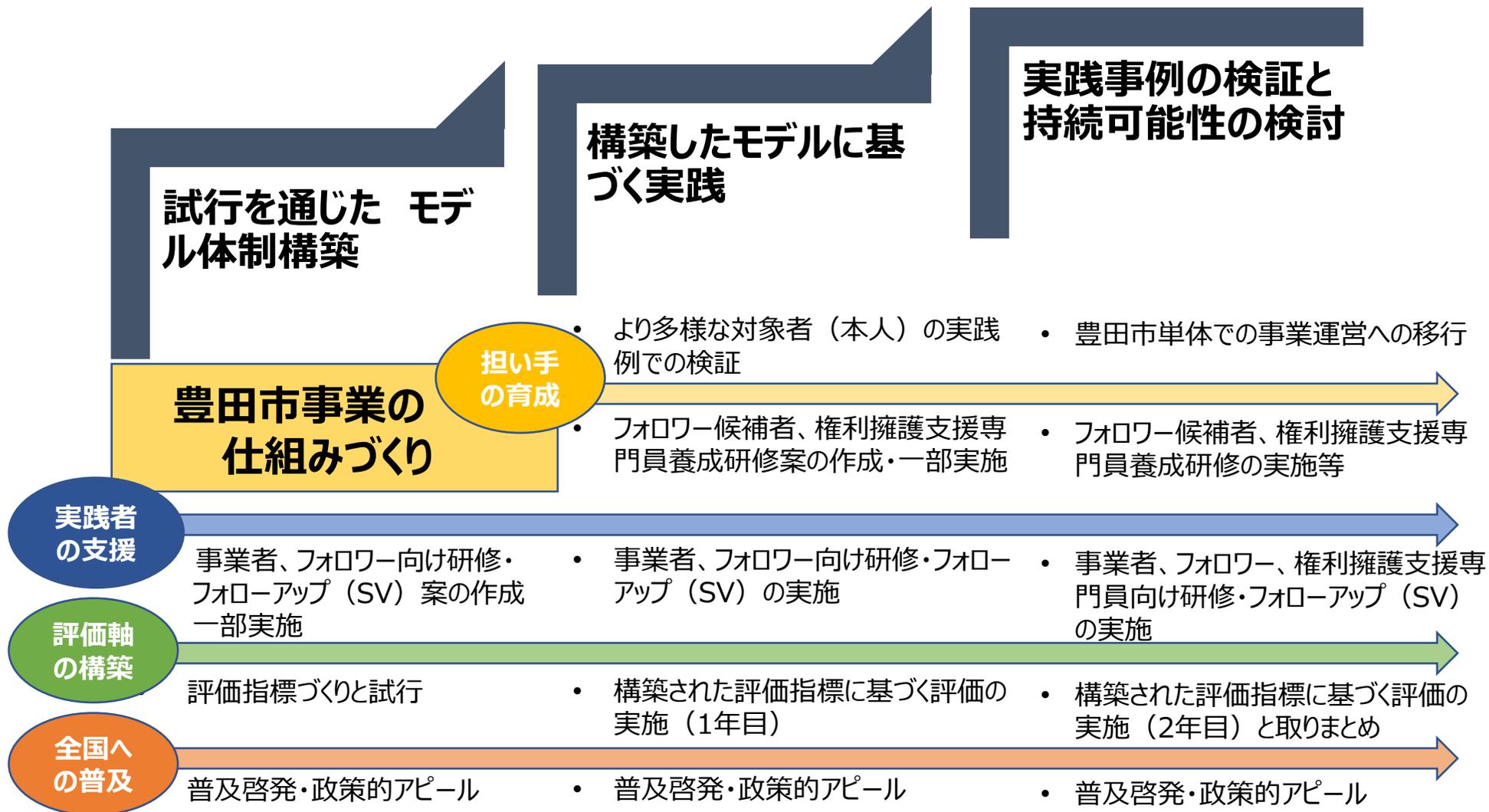
- 本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
 - フォロワーとして気になっていることはどんなところか
 - 活動を通じて発見した本人の希望、選好や価値観に関して、フォロワーがどのように感じているか 等
- を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか？そのときにどのように感じましたか？」といった形でフォロワーと対話することを心掛ける。

④情報提供

フォロワーの役割の確認、アドボケイトの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等

- 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「アドボケイト報告書」を作成（当初は所定の様式はなかったが、2023年4月以降の報告では、様式案を作成し、それに基づいて報告を実施）。
- 権利擁護支援委員会の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォロワーに同席し本人と面談すること等も検討中。

2023年度の活動目標と予定について



検討スケジュールについて（2023年度・予定）

| 委員会・WGの名称 | 日程（候補日） |
|--|--|
| 権利擁護支援委員会 （120分／回を想定・豊田市主催） | 毎月第3火曜日 11時～13時（ただし、研修WGがない日は9時～11時） 4月18日、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月19日、10月17日、11月21日、12月19日、1月16日、2月29日、3月19日 |
| 全体委員会 （120分／回を想定・SDM-J主催） | 年間3回（7月4日13時30分～15時30分、11月21日13時～15時※、3月19日13時～15時）を予定 ※第2回はフルオンライン |
| 研修WG （120分／回を想定・SDM-J主催） | 年間6回程度を予定 第3火曜日9時～11時 4月18日、6月20日、7月18日、10月17日、12月19日、2月29日 |
| アドボケイトWG （120分／回を想定・SDM-J主催） | 年間6回程度を予定 土曜日10時～12時 5月27日、7月29日、9月30日、11月25日、1月27日、3月9日 ※原則としてフルオンライン |
| 評価WG （120分／回を想定・SDM-J主催） | 年間6回程度を予定 原則として土曜日午後 5月7日、7月29日、9月24日、11月25日、1月20日、3月9日 ※原則としてフルオンライン |

<各種イベント（予定）>

- ①支援者向け意思決定支援研修（8月31日）
- ②フォロワー導入研修（半日2日コース：10月29日午後及び11月12日午後／1日コース：10月31日）、
- ③各種研修会の実施、政策的シンポジウムの実施、権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）活動等を展開

※その他、豊田市以外の自治体でもフォロワー制度・権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）派遣制度の導入を進めるための方策の検討を行う。

研修WG 意思決定支援モデルプロジェクト 研修プログラム（案）

| | 2023年6月 | 2023年7～10月 | 2023年10月 | 2023年10月～12月 | 2024年1～2月 | | |
|--|--|----------------------|--|--|-----------|---|-----------------------|
| 意思決定 フォロー 養成 | 事前説明会 (とよた市民のための意思 決定支援・権利擁護支援 を学ぶ会) | → | 導入講座（1日） <ul style="list-style-type: none"> 「障害」について考える（演習） 「決められた体験」（演習） 「あなた」について一緒に考える（演習） ワーク（振り返りなど） 今後の選択肢 <ul style="list-style-type: none"> ・フォロー ・市民後見人 | 活動開始 （マッチング～実際の訪問） ※フォローアップを丁寧に、あるべき関わ り方や、自分の適性を考えていく | → | 実践講座（半日×2日間） <ul style="list-style-type: none"> 「豊田市地域生活意思決定支援 事業」について フォローとは（役割・立ち位置・する ことしないこと、アドボケイトとの関 係） フォローの実務（事務的なこと） 意思決定支援の基礎 アドボケイトの基礎 選好の記録化 | フォローと して継続し て活動 |
| | | | | 導入講座 ※10月と同様 | | | |
| （市民後 見人養 成） | | とよた市民後見人養成講座 基礎講座 | ↑ | とよた市民後見人養成講座 実務講座 | → | | （市民後 見人バンク 登録） |
| フォロー 実務支援 研修 | <ul style="list-style-type: none"> どこまで言うのか、関わるのか、距離感の持ち方 アドボケイトとの関わり方 止めなければならないこと、その方法 聞く姿勢、話す姿勢 ※事例検討会／「フォローの集い」のような受け皿の設置／外部研修受講の提案 等 | | | | | | |
| 生活基盤 サービス事 業者向け 意思決定 支援・アド ボカシー 研修 | 生活基盤サービス事業者基礎研修 <ul style="list-style-type: none"> 国の金銭管理研修 「豊田市意思決定支援モデル事業」について フォローとは（役割・立ち位置・することしないこと、アドボケイトとの関係） リスクのとらえ直し研修 動画観察による共有選好の共有演習 | | | | | | |
| 支援者向 け普及啓 発・スキル アップ研 修 | 意思決定支援基礎研修 ※令和4年度と同様 | | 意思決定支援スキルアップ研修 <ul style="list-style-type: none"> アドボケイト研修（発展） 電車でGO！ リスクのとらえ直し トーキングマット研修 PSF研修ミニ（BI vs EWを中心に）／PSF研修（スキル部分を中心に） 自立生活者介助 わかりやすい版（easy reading version）を一緒に作る リフレクティング研修 経験交流会 | | | | |

研修WG 意思決定フォロワー導入講座（案）について

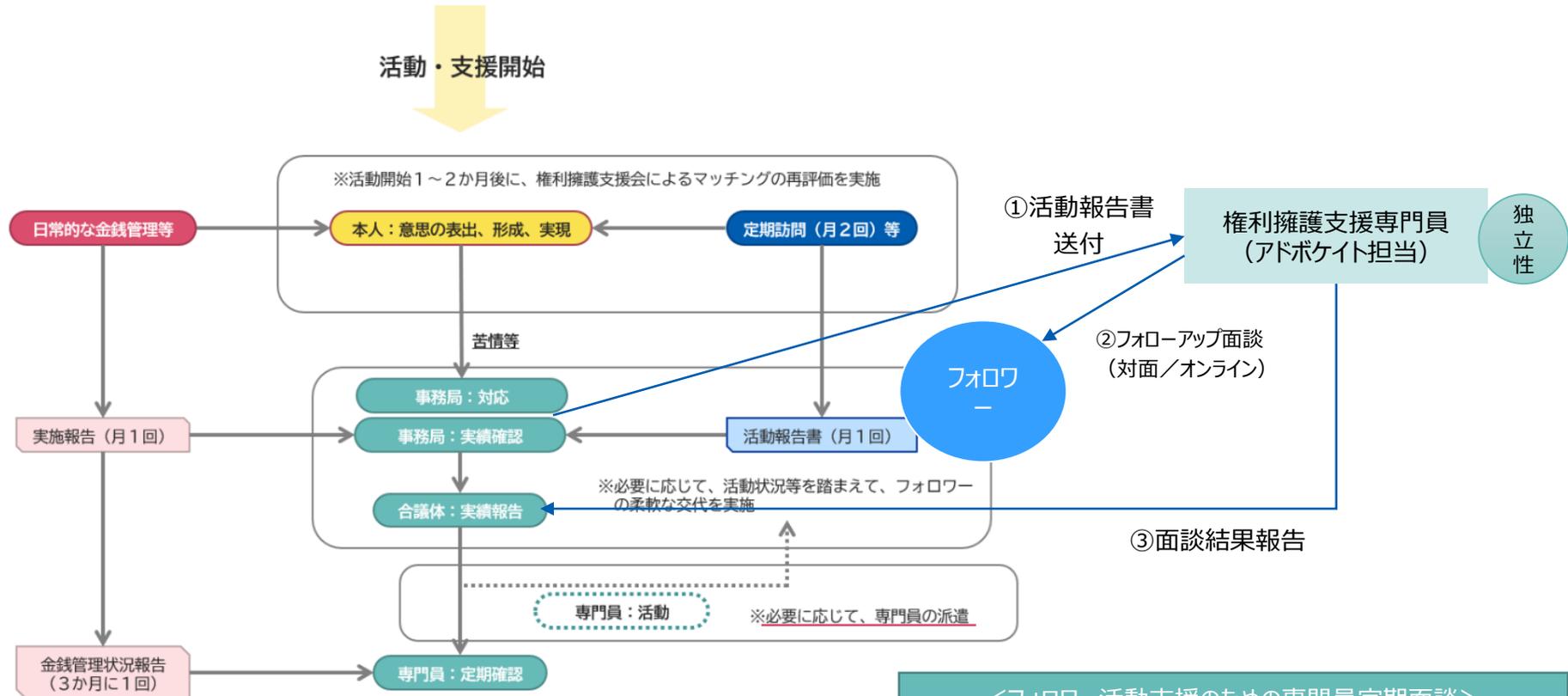
意思決定フォロワー導入講座（案）

| 時刻 | テーマ | 概要 | 時間(分) |
|-------|---------------------------------|---|-------|
| 9:30 | 挨拶、オリエンテーション等 | | 10 |
| 9:40 | (1) 「障害」について考える（演習） | 社会モデル・人権モデルによる障害の理解を通して、これまでとは異なった見方や関係性から社会ならびに支援を捉え直す導入とする。 | 120 |
| 11:40 | （休憩） | | 10 |
| 11:50 | (2) 決められた体験（演習） | 短いシナリオを通じて、他人から一方的に決められる体験を行い、その感想を共有する。 | 30 |
| 12:20 | （昼休み） | | 60 |
| 13:20 | (3) あなたについて一緒に考える | ピアチューターに参加いただき、共に好きなことや将来の夢などを書き出す作業などを通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動する関係を学ぶ。 | 120 |
| 15:20 | （休憩） | | 10 |
| 15:30 | (4) ワーク（振り返り）（演習） | 今日の演習を振り返り、学んだことの共有を行う。 | 60 |
| 16:30 | (5) 今後の選択肢 （意思決定フォロワー／市民後見人） | 豊田市モデルの概要を説明するとともに、フォロワーとしての活動を紹介する。またフォロワーとしても市民後見人としても継続的に研修などの機会を得られること、どちらにもなれることなどの見通しを得る。 | 20 |
| 16:50 | 終了 | | |

研修WGの目標設定

- 意思決定フォロワーに対する導入研修プログラムを作成し、実施する。
- 意思決定フォロワーに対するスーパービジョン（面接）の目的と達成すべき事項、ならびにその方法を提示する。（関係様式を含む）
- 生活基盤サービス事業者に対する研修プログラムを作成し、実施する。
- 当モデル事業を実施する自治体の住民が等しく利用できる意思決定支援研修プログラムを作成し、実施する。（2024年度まで）
- 意思決定フォロワーの活動に関する標準的な行動指針を作成する。
- 意思決定フォロワー等に対する研修プログラム、スーパービジョン、ならびに行動指針について、他の自治体でも利用しうる要点を抽出し、わかりやすく提示する。（2024年度まで）

アドボケイトWG 豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト担当・通常時）案

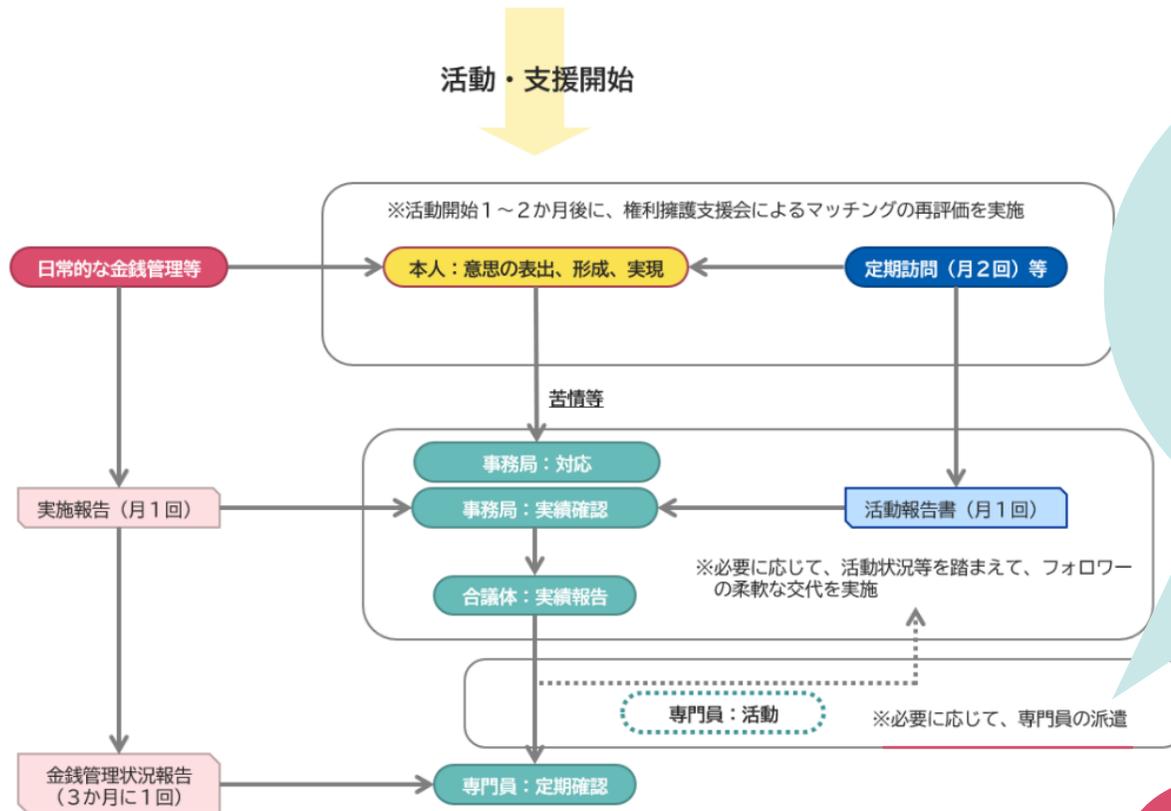


＜フォロー活動支援のための専門員定期面談＞

活動開始～1年 2か月に1回程度

1年～ 6か月に1回程度

※その他、事務局又は合議体の要請があれば適宜対応



- ①本人にとって転機となる意思決定の場面（転居・手術・日常生活の範囲を超える金銭支出、成年後見制度申立等）
- ②事業者と本人との間における意見の相違（対立）の場面
- ③その他、追加調査が必要な場面

↓

専門員（アドボケイト担当）は、関連する情報の収集、本人・フォロー・事業者への面談、関連する会議への出席、契約時の立会い等を踏まえて、報告書を権利擁護支援委員会に提出し、独立した立場で、本人のアドボケイトとして発言。

＜個別課題発生時の協議体での対話のしくみ（イメージ）＞

第1回 主張・資料の整理、各委員から双方への質問、必要に応じて、専門員（アドボケイト担当）の調査依頼

第2回 アドボケイト調査報告・協議（合意に至れば終了）

第3回 継続協議（合意に至らなければ、これまでの検討を踏まえ、協議体としての勧奨を行う。）



アドボケイトWG

権利擁護支援委員会（合議体）・権利擁護支援専門員の役割について（案）

| | 平常時 | 個別課題発生時 | 対立・苦情発生時 |
|-----------------|---|--|---|
| 委員会 ・ 合議体 | <ul style="list-style-type: none"> 金銭管理監督担当の専門員を選定する。 事業者から個別支援計画を受理する。当初想定されていた支払い以外の執行を行う場合、事業者が提供している他のサービスについて新しく契約をする場合は、事前に必要性を確認する。 定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> フォロワー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。 権利擁護支援についての懸念・疑義等がある場合には、追加調査を行うよう専門員に指示又は依頼する。 事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う。フォロワーに専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言ないし意思決定支援担当の専門員による支援を要請（派遣依頼）する。 成年後見制度の利用の必要性が生じた場合は、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知する。 | <ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて、苦情の解決のあっせんを行う。 必要に応じて、本事業に関係する者の対応の改善を求める勧奨を行う。 虐待通報を行う。その他、法的支援へのつなぎを行う。 |
| 権利擁護支援専門員 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックする（3か月に1回）。 フォロワーに対し、定期報告時及び随時に必要な支援を行う（スーパービジョン）。 | <ul style="list-style-type: none"> 要請に基づき、権利擁護支援の追加調査の対応を行い、結果を委員会に報告する。 本人にとって転機となる意思決定の場面（転居・手術・日常生活の範囲を超える金銭支出、成年後見制度申立等）では、フォロワーと共働し、アドボケイトとして、本人との面談やケース会議の出席などを通じて、本人の意向を確認する。 要請に基づき、アドボケイトとして、権利擁護支援（金銭管理を含む）に関係する本人面談、ケース会議の出席や契約の立会いを行う。 要請に基づき、アドボケイトとして、権利擁護支援の追加調査の対応を行い、結果を委員会に報告する。 | <ul style="list-style-type: none"> 要請に基づき、必要な調査を行い、調査内容を委員会に報告する。 虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、支援者間での情報共有を行いつつ対応する(守秘義務の解除)。 |

(1) 権利擁護支援委員会によるフォロワー活動支援のあり方

課題：権利擁護支援委員会（合議体）は、原則としてフォロワーへの面談をする機会がなく、活動報告書の記載に依拠して検討せざるを得ないが、報告書の背景事情等を踏まえなければ適切な助言を行うことは難しい（委員意見）。

※論点①の1：権利擁護支援委員会（合議体）として、アドボケイト視点を踏まえたフォロワー活動支援をどのように行うことができるか？

課題：権利擁護支援委員会（合議体）において事務局やアドボケイト担当から報告を受け、検討するだけでいいのだろうか。状況に応じて、具体的なアクションをとることができるようにすべきではないか（委員意見）。

※論点①の2：権利擁護支援委員会（合議体）がケース検討後に取り得る選択肢は？

(2) 状況に応じた権利擁護支援委員会の体制のあり方

課題：今後、件数の増加に伴い、赤の事業者や後見人等と本人（フォロワーを含む）の意見の相違、本人の認知機能低下等をはじめとする状況変化の機会が生ずることが想定される。

※論点②の1：個別課題が生じた場合、委員会としてどのように対応するか？事案の複雑さ、深刻さのレベルに応じた権利擁護支援委員会としての適切な関与方法は？

課題：今後、件数の増加に伴い、権利擁護支援委員会（合議体）で毎回すべてのケースを議論することは、マンパワー上も難しいのではないかと（委員意見）。

※論点②の2：権利擁護支援委員会の存在意義や効果（アドボケイト効果）を維持しつつ、多様なケースに柔軟に対応していくためにどのような合議体制を構築すべきか？

（1）専門員（アドボケイト担当）の活動内容として想定されるもの

1. フォロワーとの定期・随時面談を通じた活動支援
2. フォロワーが本人に面談する際と同席、本人（フォロワー）と赤の事業者との対話の際と同席
3. 権利擁護支援委員会に対するアドボケイト活動報告と意見提示
4. 同委員会からの派遣依頼・指示事項を踏まえて、独立した立場でのアドボケイト活動を遂行
5. その他

※自治体の規模・状況によっては、担当事務局が①②の役割を担う場合もあり得る？

（2）専門員（アドボケイト担当）の候補者

- 当事者（ピアサポーター）
- 弁護士
- 司法書士
- 社会福祉士
- 医師、看護師、保健師
- 市民後見人、フォロワー経験者
- 当事者支援活動、意思決定支援に対する一定の知識・実務経験を有する者 等

※どのように募集すべきか？

※権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）研修内容は？受講を必須とすべきか？

- ①権利擁護支援委員会及び同専門員（アドボケイト担当）による
フォロー支援の仕組み及び運用方法の提示（関係様式を含む）
- ②アドボカシー機能を付加した権利擁護支援委員会の仕組みと運
用方法の提示
- ③権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）養成案の作成及び
養成に向けた研修の一部試行実施
- ④さまざまな自治体の規模に合わせた、アドボカシー機能確保のため
のプラン提示

評価WGについて

昨年度は以下の内容で評価WGを実施し、最終的に評価指標（案）を作成した。

昨年度の評価WG

| | 内容 |
|-----|---|
| 第1回 | 各年度における評価WGの予定の確認、今年度の評価WGの予定の確認、モデルケースの実践に対する評価を行うにあたっての前提の確認、評価内容・評価対象・評価方法についての確認、評価項目案の確認、評価実施体制・分析方法・留意事項（実施方法・手続）についての確認 |
| 第2回 | 今年度評価WGにおいて実施することについての確認、モデルケースの実践に対する評価を行うにあたっての前提の確認、今年度実施すること：（1）ニーズ評価の確認、今年度実施すること：（2）事例検討の確認、今年度実施すること：（3）研究倫理審査申請の確認、 |
| 第3回 | 今年度評価ワーキング・グループにおいて実施することについての確認、今年度実施すること：（1）ニーズ評価についての確認、今年度実施すること：（2）プロセス評価についての確認、今年度実施すること：（1）アウトカム評価についての確認 |
| 第4回 | 今年度の評価WGで実施することについての確認、ニーズ評価インタビューガイドについての確認、ニーズ評価の結果：高齢者施設のAさんについての確認、ニーズ評価の結果：高齢者施設のAさんの支援者についての確認、ニーズ評価の結果：障害者施設のBさんについての確認、障害者施設のBさんの支援者についての確認 |
| 第5回 | プロセス評価（本人、フォロワー、事業者、委員会）の項目についての確認、アウトカム評価の項目についての確認、次年度に向けての確認 |

評価WGの目標設定

今年度は昨年度作成した評価指標（案）を基に各WGからの情報を踏まえて評価指標の確定を図り、その上で構築された評価指標に基づく評価を実施する。なお、現時点での評価指標案は以下の通りとなっている。

評価指標（案）

| | 内容 | 項目 |
|---------|--|---|
| ニーズ評価 | 本プロジェクトの実施に際して、本人に本プロジェクトへの参加に関するニーズがあるか否かをインタビューにより確認する | <ul style="list-style-type: none">・定期的に訪問して生活で後押ししてくれる人が必要か否か・お金の使い道について、一緒に考えたり悩んだり付き添ったりしてくれる人が必要か否か・したいことや希望を大切にしてマイクやスピーカーのようなかわりをしてくれる人が必要か否か |
| プロセス評価 | 本プロジェクトの実践の流れについて、本人、フォロワー、事業者、委員会に対してインタビューにより確認する | <ul style="list-style-type: none">・本人：利用登録をする等・フォロワー：マッチングの機会に参加する等・事業者：本人に重要事項説明書で支援の内容等を説明した上で契約を締結する等・委員会：フォロワーからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける等 |
| アウトカム評価 | 本プロジェクトの実施後に、本人に対してプロジェクトに参加することで当初確認されたニーズが満たされたか否かをインタビューにより確認する | <ul style="list-style-type: none">・フォロワーが定期的に訪問して生活で後押ししてくれたか・お金の使い道について、フォロワーと一緒に考えたり悩んだり付き添ったりしてくれたか・フォロワーがしたいことや希望を大切にしてマイクやスピーカーのようなかわりをしてくれたか |

シンポジウムのテーマについて

政策的シンポジウムについて（2023年度）

- 本モデルプロジェクトの議論を踏まえて提起された、意思決定支援を確保するための体制及び実践状況について対外的に報告する機会を設けるとともに、他自治体におけるモデル事業の実施状況を踏まえ、本プロジェクトが今後、自治体の規模にかかわらず実行可能な全国モデルとなるために必要な要素・条件等を協議する機会とする。
- 本シンポジウムを開催することにより、豊田市民、全国の福祉・司法・行政等関係者をはじめ、本プロジェクト、意思決定支援及び地域共生社会に関心ある人々への意識啓発を図りたい。

【時 期】 令和6年2月又は3月（調整中）

【場所等】 大阪府又は豊田市 + オンライン配信

【対 象】 豊田市内及び全国の福祉・司法・行政等関係者
意思決定支援を踏まえた生活支援や地域共生社会の実現に関心のある人々

【内 容】 ① 基調講演（有識者）

② 事業実践報告（豊田市、SDM-Japan）

- ・意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市）の進捗と実績報告
- ・モデルケースにおける本人・フォロワー発言
- ・海外からの評価に関する報告

③ パネルディスカッション

（例：八尾市、黒潮町、豊田市、SDM-Japan、日本財団）

- ・厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に採択された自治体から「青のサポーター」「緑の団体」に関する実践報告
- ・テーマ案「あまねく全国で意思決定支援の「確保」を図るには？」

英国でのプレゼンテーションについて

英国でのプレゼンテーションについて（2023年度）

- 本モデルプロジェクトの議論を踏まえて提起された、意思決定支援を確保するための体制及び実践状況について対外的に報告する機会を設けるとともに、海外からの本プロジェクトの評価を踏まえ、本プロジェクトが今後、障害者権利条約をふまえた支援付き意思決定事業の世界的なモデルとなるために必要な要素・条件等を協議する機会とする。
- 約50名（うち日本からの参加者は約10名）による3日間の集中討議。意思決定支援分野で世界的に有名な哲学者、司法関係者、社会福祉関係者、アドボケイト、研究者等が集う。

【時 期】

令和5年8月9日～11日

【場所等】

University of Essex（エセックス大学）

【対 象】

英国、欧州、アジア各国における意思決定支援の研究者、実践者（アドボケイト・社会福祉専門職・司法専門職）、地方自治体職員等

【内 容】

支援付き意思決定（supported decision-making）の理論、実践、政策

- ・基調報告（水島氏）
- ・パネルプレゼンテーション（名川氏）
- ・ビデオ出演（安藤氏・木本氏など）



2023-3-28 第3回豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会

10時00分～12時00分

○加藤担当長 本日は御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより第3回「豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会」を開会いたします。

私は豊田市福祉総合相談課の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って協議を進めてまいります。

まず資料の確認からさせていただきます。

本日の資料としましては、次第の裏面に記載してあるとおり、8点、お配りのほうをしております。不足等があればお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、本会議は公開により実施をしております。

本日は厚生労働省ほか自治体、その他関係機関を含めてZoomでの傍聴される方もいますので、あらかじめ御了承ください。

では、初めに、豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会の熊田委員長より一言御挨拶をお願いします。

○熊田委員長 それでは、第3回の全体委員会を開催させていただきます。

年度末のお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。今年度最後の全体委員会になります。今年1年間、この意思決定支援プロジェクトの行われてきた成果といいますか、活動報告というか、それを少し整理させていただくことと、それと来年度に向けてどのような取組をしていくかという辺りを中心に議論を進めさせていただければと思います。

忌憚のない御意見をまたお願いしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○加藤担当長 続きまして、本日の出欠状況に移ります。

委員の皆様につきましては、資料1の委員名簿のとおりでありますので、皆様御確認ください。

また、リモート参加における発言の方法になります。御発言される場合は挙手またはZoomの手を挙げるボタンでの意思表示をお願いします。発言者は委員長からの指名に基づき御発言をいただくようお願い申し上げます。

それでは、以降、熊田委員長より会の運営をお任せいたします。よろしくお願いいたします。

○熊田委員長 まず、それでは、私のほうで取り回しを務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、毎回お願いしていることですが、会議運営ルールの確認を行います。この点について事務局のほうから確認をお願いいたします。

○安藤委員 おはようございます。豊田市役所福祉総合相談課の安藤です。よろしくお願いいたします。

いたします。以後、座って進めさせていただきます。

お手元の資料、カラー刷りのA4横向きのホチキス留め、資料2と書いてあるものを御覧ください。

1枚めくっていただいて2ページになります。

本日3回目になりますので皆さんにおいては御理解いただいているかと思えますけれども、この会議においてはさんづけで呼び合いましょうというような決めに設けております。

2点目としては、意思決定支援事業でございます。意思決定支援、最も必要とされる御本人さん中心で考えていきたいと思いますということでございます。

3点目、お詳しい方、そうでない方も含めていろいろな多様な方がこの仕組みに参加していただいております。専門用語はできるだけ分かりやすくお伝えいただくようお願いいたします。

4点目でございます。多くの方に御意見を賜りたいと考えておりますので、3分以内で御発言いただき、5点目でございますが、皆さんが前向きに全員で発言、意見を交わせるようにお互いに御配慮等をしていただきながら進めていきたいと考えております。

会議の運営ルールについては以上です。

○熊田委員長 それでは、議事次第に従いまして議事に入ります。

まず2番目の議事「(1)豊田市地域生活意思決定支援事業及び本プロジェクト各活動における進捗状況等について」について議論を始めます。

では、事務局のほうからお願いできますでしょうか。

○安藤委員 よろしく申し上げます。引き続き豊田市安藤よりまず御説明させていただきます。

先ほどと同じ資料の次のページ、3ページを御覧ください。

まず、この議題2の(1)においては、大きな1番と2番について御報告させていただきます。

1番については、市の事業として進めている状況について、ほかの内容も併せて私のほうで説明させていただき、各ワーキングについては日本意思決定支援ネットワークさんのほうからお願いするというような形にしております。

それでは、めくっていただきまして5ページから具体的な資料になっております。

これまでの会議であつたりだとか後ほど報告もありますけれども、シンポジウム等、啓発の場も通じながらいろいろ御提示してきた資料でございますので、ここにいる皆さんに関しては御理解いただいているかと思えますが、改めて試行運用しておりますスキームについて簡単に御確認させていただければなと思えます。

まず御本人さんがいらっしゃいます。認知症であつたりだとか、障害があることによって判断能力が不十分のところ、または身寄りがないだとか支えられるという関係にないというような状況によって意思決定だとか金銭管理に不安を抱えている方、その方が安心して生活をできるように各主体が関わりながらチームを形成しています。その中に、この

事業を用いて、まずは左側でございますけれども、金銭管理の部分については本人に身近な介護保険や障害福祉サービスの方がその延長線、付随する支援として福祉のサービスと併せて金銭管理や支払い支援を実施していくというような形を設けています。

ただ、この二者間の関係ですと、誘導であったりだとか不正だとかそういったことも想定されますし、御本人のためにお金を使うというようなことを考えるためには、やはり意思決定支援の考え方を組み合わせて実施していくことが重要だということで、意思決定を支える。もちろん、このフォロワーさんだけではないですけれども、身寄りがないとかお話をする方がいないという御本人さんを想定していますので、フォロワーさんが関わりながら月2回ぐらい、いろいろなお話を聞いていただいて、その中でお金の話だけではなくて、後ほども出てきますけれども、生活におけるいろいろなことを共有しながら本人の意思決定を進めるようなスキームを整えているところでございます。

さらには、こうしたチームを専門的な内容が出た場合であったりだとか、定期的なチェックを行う体制として下のほうに委員会を設けておりまして取組を進めているというような形でございます。これによって金銭管理、意思決定支援、そして、適切な支援の監督、確認というところをそれぞれが役割を持ちながら支え合うというような仕組みを構築していこうというような考え方でございます。

次からの6ページから、それぞれの役割をこの1年間を通じて整理してきたものでございます。

6ページについては、どれも重要な話でありますけれども、この中でも役割の1番でございます。本人が望むことの後押し、本人がどう生活をしていきたいかの後押しをする役割でございます。サービスをするとか受けるという関係ではなくて、あくまでも本人に寄り添ってその後押しをするというようなところの役割になります。こちらに関しては豊田市が委嘱した市民ということで、豊田市のほうからお願いした住民の方に活動していただくというところを今のところ進めています。市民後見人の養成講座修了生が今、モデルケース、2ケースで活躍いただいております。

以前、永田さんのほうからも御指摘がありましたけれども、今後、こういった養成講座をする際には寄附等も活用しながら、地域の中で育てていくというような考え方を設けるといふところになります。

続いて、7ページでございます。

金銭管理やそういった支援、手続の支援等に見合う役割が生活基盤サービス事業者というような整理をしております。こちらに関しては先ほど申し上げたとおり、一番下にありますけれども、豊田市の指定、ルールの下、こういう支援に関わってくださる本人に身近な介護保険や障害福祉サービスの事業者さんを想定しているということになります。

めくっていただきまして8ページになります。

これらフォロワーさん、生活基盤サービス事業者さんの活動を支えたりだとか定期的にその活動を確認していく役割として権利擁護支援委員会を設けております。

8 ページの下に書いてありますけれども、会議体の中でいろいろな状況を確認し合うというような仕組みと、あと併せて金銭管理の定期的な確認を行う専門員と意思決定において困難な場面等が生じたときにフォロワーさんをフォローするような立場の専門員というものを配置しながら支援を実施していく、そういうような形になります。

9 ページでございますが、今年度においては2 ケース、モデル的に実施をしておるところでございます。今年度末の時点の情報で少し前回から更新しているところもございまして、その部分を中心に整理、説明をさせていただきたいなと思います。

まず左手の高齢者のAさんのケースでございます。

実は要介護4の状況が少し進行していて、こうした高齢者の方の場合だと病状とかの変化というのにも適切にウオッチしていく必要があるなというところを改めて感じているところでございます。そうした中で、フォロワーさんの活動を少し御覧いただきたいのですが、前回もつくだ煮だとかのお話をさせていただいておりますが、ここ最近においてはおだんごという話がよく挙がってきております。

そうしたこと、やはりおだんご、食べたいというようなお気持ちが強くて、フォロワーさんが、では、職員さんのほうに食べたいということをお願いに行こうよということで一緒について行ってそういった意思を伝えるというような活動をしていただいて、その結果、それをかなえたりとか、さらには今度は一緒に買物に行けないかなみたいのところを三井さんの施設のほうでは検討されたりだとかということで、生活の充実であったりだとか、おだんごというある意味お菓子とかおやつとかというものかもしれませんけれども、貴重なお金を使って御本人さんが生活の質を高めるというようなところに少しずつ寄与しているのかなというように感じるところでございます。

続いて、右側が障害のあるBさんのケースでございます。

こちら、Bさんはシンポジウムのほうにも登壇していただきましたので皆さん、どういった方かということも御覧になった方もいらっしゃるかと思いますけれども、知的障害があって、アパートですがグループホームにお住まいで、お掃除の業務とかをされている方になります。ここで活動においても意思決定フォロワーさんのすごく丁寧な支えが御本人さんのためになったというところがございます。

フォロワーの活動の4点目、一番最後のところを御覧ください。本人さん、ちょっと頭が痛いということでもいろいろ手術とかを含めて治療すべきかというのを悩んでいたというところで、やはりなかなか1人では決め切れないということでフォロワーさんがそのお話を聞いて、さらにはそのフォロワーさんを専門医が支えるというような形で、御本人さんが手術をどうしようかなというのを少し悩むところに寄り添って、結果としては治療を受けて、今は元気になられて退院もされて、またお掃除の仕事に復帰されているというような状況が生まれております。こうした形でお金の使い方の範囲を超えて、いわゆる社会生活の中でいろいろ御本人さんが迷う話も出てきているところでございます。この2ケースを今年度、少し丁寧に進めさせていただいたというところになります。

10ページでございますけれども、市の事業といたしましては、次年度、こうした方向性を少し深めたりとか進めていければなというところを考えているところでございます。

まず1点目です。

なかなか全体委員会の1回目で熊田さんより御提示のあった少し検討事項、日常的な金銭管理がどこまでの範囲なのかということと、透明性の確保、この2つを少し考えてくださいねというような御指示をいただいております。

この部分にはまだまだ少し整理が必要な部分だとか検討が必要なのですが、1点目として、社協さんの支援の中で総合口座と普通口座をうまく使いながら自動送金を活用して、できるだけ現金を使わない形での支援をされているようなものもございますので、そうした汎用性などを考えていけるといいのかなというところで、より透明性を高めることが可能な手法については検討も引き続き行いたいと思います。

2点目ですけれども、先ほど申し上げた2ケースが3か月を経過しているところでございます。この仕組み上では、3か月に1回、定期的なチェックをしていく形になりますので、その担当をお願いしています弁護士さんと司法書士さんと少し話し合いをしながら実際のチェックを行って、その実践も加味しながら効果的な監督、チェックの方法について検討を行っていきたいなというように考えているところでございます。

2点目でありますけれども、令和4年度は先ほど申し上げたとおり、2ケースで試行実施をしています。まだまだ本格実施に至るまでは熟度が浅い状況でございますので、このモデルケースを拡充していこうというように考えているところでございます。

具体的には、今は特養、施設の入所であったりだとか、アパートでありますけれども、グループホームでのケースでございますので、いわゆる在宅生活されている方も金銭管理や意思決定を必要とされる方は多くいらっしゃいますので、そういったケースを見ていくこと。

もう一点は、本日お越しいただいている長澤さんのほうからも少し御相談いただいておりますけれども、後見人さんがいるケースにおいても後見人さんがこの契約を結んで少し関わりを薄くしながら、より御本人さんの地域生活に沿った支援ができるのではないかなというような御提案もいただいておりますので、この後見人さんがいるケースについても、いわゆる成年後見制度の見直しというところも関連してきますので、試行ケースとして考えていって、そのパターンをより広げたいなと考えているところでございます。

2点目は、今、意思決定フォロワーさんについては市民後見人の養成講座の修了者の方をお願いしているところでございます。

後ほど研修ワーキングの実施状況の報告にもありますけれども、意思決定フォロワーの導入講座みたいなものを来年度、実施していくことを想定しています。そこで研修を積んだ方が実際にフォロワーとして活動されることであつたりだとか、あとは権利擁護支援委員会や研修ワーキングに御参加の方からピアサポート、特に精神障害のある方の中で支え合っているような仕組みも活用できるのではないかなというような御提案をいただいております。

ますので、そうしたより当事者に近い方の関わりというところも検討を深めてまいりたいなと思います。

特に金銭管理、この意思決定支援はこちらの全体委員会やワーキングでしっかり議論ができておりますので、金銭管理のところを少し深掘りしていくところとケースの多様化パターンを少し広げていくようなところを考えていきたいなというように思っているところでございます。

市からの報告としては以上になります。

○熊田委員長 ありがとうございます。

取りあえず今日の進行ですが、今、豊田市さんのほうから御報告がありましたが、引き続き、いろいろなワーキングがございますが、それぞれ皆さんから御報告いただいて、またシンポジウムとか意思決定支援研修とかというのも御報告いただいた上で、それから、一括して進捗状況等について御質問とか確認とか、そういうのをさせていただこうかと思えます。それが終わりましたら意見交換という形で、そういう段取りで進めさせていただきますので、引き続き研修ワーキングから御報告いただけますでしょうか。

○水島委員 まず皆様、お手元の12ページ以降の年間のスケジュールについて、私から全体像をお話しさせていただいた上で、それぞれのワーキングの座長から補足等があれば御説明をいただくこととしたいと思います。

まず検討スケジュールの12ページのところ、令和4年度当初から、実際に施行が始まったのは10月からとなりますけれども、まずは研修ワーキングが立ち上がり、全体像のすり合わせ、当時はまだフォロワーという名称はございませんでしたが意思決定サポーターの活動イメージについての意見交換を行い、第2回以降は、それぞれの主体の動き方についての議論がありました。

そして、その後、アドボケイトワーキングも6月に立ち上がり、併せて全体像のイメージを確認しつつ、アドボケイトの視点でどのように事業に関わっていくのかということについて様々な海外の事例、こどもアドボケイトの事例なども取り上げながら、9月26日の事前説明会に向けてスタートを切ったところとございました。9月26日に事前説明会を行いまして、その後、実際のケースがスタートをしていくことになりました。その後、全体委員会第1回が開かれ、年度後半に続きます。13ページをご覧ください。

施行が始まってからの動きとしては、3つのワーキングがそれぞれさらに動きを進めていきます。研修ワーキングでは研修計画の素案等の具体的な検討を進めていき、アドボケイトワーキングについては、まさにアドボケイトの視点というものをしっかりと入れ込んでいくためにはフォロワー活動のフォローという視点も必要であろうということで、検討フローあるいは様式の検討なども行っておりました。評価ワーキングにつきましては、評価を専門的にする方々を含めて整理をいただき、ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価、様々な角度からの評価方法を立てた上で、モデルケースにどのように適用していくかということについての検討がなされました。

年度後半になりますと、第2回の全体委員会が1月に行われ、その段階で第1回の全体委員会の際に委員長から御指示いただいた事柄についての一定の回答を返したところで、さらにシンポジウムに向けた協議を行っていただきました。意思決定支援実践シンポジウムは2月19日に行いました。さらに、3月18日に支援者向けの意思決定支援研修を試行的に行い、本日に至るという状況でございます。

全体像について御説明させていただきましたので、続いて各ワーキングの座長から簡単に今年度の御報告をお願いします。

○熊田委員長 では、名川座長、お願いいたします。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

では、今の流れ並びにページとしては14ページを御確認いただきながらお願いいたします。

その前に一言。このそれぞれのページのタイトル、ここだけ赤、黄色、緑のきれいなラインが入っておりますけれども、これは私ども意思決定支援ネットワークのロゴのほうからのカラーを取っていただいたようで、豊田市さん、作業のときに御配慮をいただいてどうもありがとうございます。

14ページなのですけれども、全体の流れについては既に水島さんのほうからお話がありましたので、そのようにやりました。前期のほうはやはりどのような事業が行われ、特にフォロワーさんがどのような動きをすればいいのかということが分からなければ研修のプログラムをつくれませんので、その辺を皆さんからお話を伺って調整をしながら、では、このような方向がよいのではないかというのを考えるのが前半でございます。

後期は実際に2つの試行がお二人、2組、動き始めましたので、そちらのほうの関わりなども通じながらいろいろと学ばせていただいて、そこの中から講座のほうのプログラムを形成して現在に至るというところでございます。

詳しい研修プログラムにつきましては、資料3ですね。紙としては別枠になりますけれども、資料3、それから、14ページの下のほうに案がございますが、これについてはまた次の議事でお取扱いいただけるということですので、そこでまた改めて御紹介をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、続いて、アドボケイトワーキングのほうで、水島さんでよろしいですか。お願いいたします。

○水島委員 では、御報告いたします。

先ほども触れましたけれども、年度前期については事業本体の検討と連携してアドボケイト活動の前提となる意思決定フォロワーの活動支援、それから、アドボケイト活動の報告の在り方について協議をいたしました。その成果としてフォロワーの活動報告様式が作成されておりますが、その中身としては、ご本人の好き嫌い、価値観など、意思決定支援

上、本人に関わる中で意識的に収集していきたい情報について報告できるような様式になっているところでございます。

こちらの年度後半に関しては意思決定支援担当としての権利擁護支援専門員、こういった立ち位置の専門員が必要だということになり、現在は、そのような専門員の派遣の仕組みも含めて検討をしているところです。

現状の検討状況として、まだ確定しているものではございませんが、今年度に関しては、15ページの部分、主にフォロワーの支援、すなわちフォローアップをまずは中心に行っていくこととしました。具体的に言いますと、月1回の報告がフォロワーから出され、そのフォロワーの報告書を拝見して、アドボケイトの視点に立って、よりフォロワーがフォロワーとしての立ち位置を御理解いただくための面談を行い、その結果について権利擁護支援委員会にもフィードバックをしていく、そのような仕組みを模索しておりました。

来年度以降の動き方については、皆様の御意見を踏まえてと思えますけれども、フォロワーに対するスーパーバイズは定期的実施していくことになるでしょう。フォロワーは、金銭管理に関する意思決定だけの問題ではなく、本人が日々生活されていく中で社会生活上の意思決定に触れることもございます。そのようなときにはフォロワーが悩んだり、赤の事業者、本人、フォロワーだけでは対応が難しいというようなケースに遭遇することもあるでしょう。そのような場面では、権利擁護支援委員会が合議体として課題を協議するための場を設けたり、権利擁護支援専門員を派遣し、同専門員がアドボケイトの立場から様々な情報収集をしたりする。このようなことの議論も進めているところでございます。

アドボケイトワーキングとしての報告は以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、最後のワーキング、評価ワーキング、これは森地委員のほうでよろしいですか。お願いいたします。

○森地委員 よろしく申し上げます。

資料は17ページでございます。

評価ワーキングにつきましても、前半、後半ということで書かせていただきました。前半は、御本人さんがどういようにならっていくのか、そこでこの事業を実施することによって御本人さんのニーズが満たされたのかどうかというところを見ていくということになりました。

ついてはということで、後半になっておりますが、ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価というのを行っております。具体的には前回の委員会のときにもお話しさせていただきましたが、まず御本人さんがこの意思決定支援のニーズがあるかどうかというところを確認させていただく。これがニーズ評価ということです。

あわせて、事業者の方にも、客観的に見たときに御本人さんにそういった意思決定支援のニーズがあるかどうかというのを判断していく。それで今年度実施いただきます2名につきまして御本人さんにそういったニーズがあるということを確認しております。

それを踏まえた上で、まずはプロセス評価ということで、これは実際に事業を行う。実際、まだ継続はしているのですけれども、年度で一旦区切ってということで、やってみてどうだったかというところを確認するものになります。その中で、当初設定した手順に従って実施しているか、していないか、あるいは該当しないというものも含めてそこら辺のプロセスを評価したものがプロセス評価ということになってございます。

最終的にアウトカム評価ということで、その事業を行ってみてどうだったかということですね。その確認をするときにニーズ評価で確認します。つまり、御本人さんに意思決定支援の必要性があるということはどういうことが必要かということを確認したわけなのですけれども、そういうことについてニーズが満たされているか、あるいはそういったこの事業の取組の中で御本人さんとしてどういった意思の扱いを得られたとか、そういうところを確認していくということになってございます。

していくというように今、言わせていただいたのは、すみません、これは実施した上で書いておりますけれども、年度末になっておりますので、本来的にはこれは実施した上で本日発表させていただき、御報告をさせていただきべきところなのですが、もろもろ事情がございまして、来月、プロセス評価とアウトカム評価については実施させていただきます。その結果を踏まえて次年度、本格的に実施していくに当たって評価の枠組みをどうするかということの評価ワーキングとして検討していければと考えております。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、御質問はまた後で全部まとめて受けるということで、具体的なイベントと申しますか、シンポジウム、それから、支援研修についてそれぞれ御報告がありますでしょうか。

○水島委員 結果報告になりますが、水島から資料4の御報告をさせていただきます。

意思決定支援実践シンポジウムと銘打って、三者連携の一つとして実施しました。

資料4をご覧ください。参加者数としては、会場は53名でした。当初の申込状況を踏まえますと、とても多くの方にお越しいただきました。今回は、オンラインでの参加が非常に多く、申込み者数は235名、実際のライブでの参加者は170名程度というところでした。さらに見逃し配信として、当日は見られなかったのだけれども、後で見たいということでお申込みを事後にいただいた方々のうち、実際に視聴した数は23名でした。合計しますと、3月26日時点で245名の方々に、シンポジウムを御覧いただいたこととなります。

参加者の属性については、全体として介護・福祉関係者の方々が非常に多いという状況でございましたが、社協さん、自治体の方、司法関係者の方々、あるいは医療関係者の方々、中核機関の方も含めて多様な方々に御覧いただいています。さらには当事者も一定数いらっしゃって、他の意思決定支援関連のシンポジウムと比べますと、本事業に関しては当事者の方も多数御参加もいただけたということで、改めて、広報も含めた御協力、御礼申し上げます。

アンケート結果については、皆様、個別に御覧いただき御意見いただければと思います。

けれども、全体としてテーマに関心がある、意思決定支援に関心のある方が多いという結果であらう。分かりやすさという意味では、総じて分かりやすいというような形でお話をいただいております。特に第2部以降の実践報告、パネルディスカッションにおいては、とても分かりやすかったという御意見も含めてフォロワーあるいは本人さんも登壇されてお話しいただき、当事者の声が聞けてよかったなど、様々な肯定的な御意見が多数寄せられているところでございます。意思決定支援に全力で取り組んでいく決意の熱さが伝わってきたなど、そういったことをお感じになった方もいらっしゃるようです。

パネルディスカッションについても、全体委員会の委員の皆様、研修ワーキングの委員の皆様にも御登壇いただきました。特に本日の全体委員会にも出席されておられる木本さんのコメントはとても重みがあったというような話をされる方が多かったように思いますし、さらには熊田委員長長のコメントについて今後どのように展開するか考えたい、支援者の役割や意識が重要であるといったコメントもありました。

全体を通じて非常に満足された方が多いということで、当事者やフォロワーについての重要性をコメントされる方が多かったように思います。

そのほか、豊田市、SDM-Japan、日本財団の三者に対する御意見もいただいておりますが、貴重な報告であった、大変有意義な時間であったというご意見がとても多かったという印象がでございます。そして、やはりオンラインでの参加は非常に便利であったし、遠方からの参加も叶ったということで、オンライン配信のクオリティーについても非常に肯定的なコメントをいただいたところでございました。

御報告は以上でございます。

○熊田委員長 では、続いて、名川さんのほうからお願いいたします。

○名川委員長代理 これは資料5を御覧ください。

こちらは3月18日、10日前に実施いたしました支援者向けの意思決定支援研修会のアンケートの抜粋でございます。全体はもっと長いのですが、今回、抽出をさせていただいております。参加者は地域包括支援センター職員、ケアマネ、相談支援専門員など21名、豊田市のほうからおいでをいただいております。そのうちの21名中15名が御回答いただいたものでございます。

動機については、ありますように意思決定支援そのものについて学びたい、それから、必要性が高いということで、この方々は割と動機づけの高い方々だったなと思います。

研修については、ほぼ適当であろうというようになります。

次のページをおめくりください。

この研修全体を通じての満足度については、非常に満足である、それから、満足であるというところで15名全てが回答いただいております。個別の満足度についても伺っているのですが、それもいずれも15名中1名が3番、真ん中につけた以外は全て1と2のほうについておりますので非常に満足度は高かったものと思います。

あと、それから下のほうは個別の感想ということで、例えば2ページの真ん中のところ、

全体については職場や自身の成年後見支援活動に生かせる内容でしたとか、何度も同じ研修を受講しているけれども、今回納得できたとか、そういうような御反応はいただいております。

さらに、3ページ目は、ここにあるのが個別の講義や演習に関するアンケートの感想でございます。

各タイトルがこのプログラムの全体の構成も紹介しておりますので御確認ください。すなわち、午前中にはモデルの説明、それから、フォロワーさんの説明を行った上で、午後には意思決定支援の基礎ですとか、あるいはいわゆるガイドラインに関する説明やそれらを動画など編集をする、あるいは記録について、記録やその人の好き嫌い、選好と言いますが、好き嫌いに関する演習ですとかを行っております。これらの中でもいずれも好評をいただいているのかなと思います。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

以上で、まず報告はここで止めさせていただいて、少し報告が続きましたけれども、この今の報告について、まず事実といろいろな確認したいこと等から御発言いただけますでしょうか。順序は何でも構いませんので、何かございますでしょうか。

1年間経過しまして各ワーキング、いろいろ。

では、長坂さん、お願いします。

○長坂委員 すみません、事実の確認です。スキームのところで、権利擁護の特に専門員が金銭と意思決定が2つに分かれていて、金銭が弁護士、司法書士等専門職ということなのですけれども、先ほどの御説明ですと金銭についての日常の金銭管理の範囲内ということでしたら、このアドボケイトのところでも果たして金銭のほうを担うというような弁護士、司法書士の方々が関与いただくような法的な事案が出てくるのかというところが少しこの2つに分かれているということと、そもそもこのスキームの中での金銭管理で弁護士さん、司法書士さんまでがここで専門員として何か合議に参加をされたり、これは事業者さんには直接は関わっていかないのでしたか。その辺りの役割分担と実務との専門性との関係で、すみません、私だけ理解してないかもしれませんが、御説明いただけますでしょうか。

○熊田委員長 安藤さんからお願いします。

○安藤委員 ありがとうございます。

まだまだ成熟度が足りない部分ではございますので、御指摘については疑問を持たれるところかなとも思うところがございます。

まず少し専門員といっても役割を分けているというところから説明させていただきたいと思いますが、金銭管理の監督、チェックのほうはやはり定期的に業務が実施されているかどうか、いわゆる透明性だとか安全性の確保をしていかなければいけないところがございますので、そのような役割を設けておるところでございます。

一方で、意思決定支援の場面は何か定期的に動くというよりかは、恐らくそういう個別の場面だとか状況に応じながら動いていく必要がありますので、その頻度だとか濃度というところは若干2つとも性質が違うので分けているところでございます。

前者の金銭管理のほうに関しては、前回、長坂さんのほうからも御指摘ありましたけれども、もう少し経時的にチェックできるのではないかと、今後そういうシステムとかそういういったことも考えられるのではないかという御意見をいただいている認識ではございますが、現段階においては後見監督業務によってそういったところのノウハウ等を身につけておられる弁護士さんや司法書士さんに現在のこの人的な資源という中で考える上では適切ではないかというところで今の2ケースについてはお願いをしているところでございます。

一方、この意思決定の担当、つまり、アドボケイトワーキングに関する部分については、まだまだある意味職種ではない部分もあるのかなというように思っておりまして、そこを今後、ワーキングで考えていくところかなというように考えているところでございます。

水島さんからも補足があればお願いしたいと思います。

○水島委員 ありがとうございます。

私からも、なぜこのように金銭管理担当と意思決定支援担当の2つに分かれているのかについて協議の経過も踏まえて説明いたします。厚生労働省の持続可能な権利擁護支援モデル事業では、金銭管理が赤の事業者によって適切に実施されているかどうかを緑の管理団体を設けてチェックさせるというモデルが基本部分にありました。もちろん金銭管理の監督も重要ではあるのですが、アドボケイトワーキングで特に重要だとの指摘があったのは、いわゆるアドボケイトの独立性、いわゆる第三者性についてでした。具体的には、金銭管理の監督もしつつ、フォロワーのフォローもしながらアドボケイト活動もやるというのは、本来のアドボケイトの活動とは言えないのではないかと、という指摘がなされました。アドボケイトは、全体像を見ながら調整的に動くという立場ではなく、本人の立ち位置にとことん立ち、その立ち位置の中でできる限り本人の希望、感情、選好、価値観も含めて情報を収集し、本人のマイク、スピーカーとして活動していく、このような役割を担う存在であり、海外のアドボケイト活動でも、日本での子どもアドボケイトの活動でも重要とされているコンセプトであるとのことでした。

そうしますと、まず、金銭管理の監督については、先ほど安藤さんが話されたように、個人というよりはある程度の一定の基準を持った形で、団体が組織的に行う方が適切ではないかというような議論もされているところです。他方で、意思決定支援担当としての権利擁護支援専門員は個別対応が必要であり、それぞれの事案、本人の状況に合わせたアドボケイト活動が望ましいのではないかと思います。さらに、フォロワーの支援という観点も取り入れますと、独立性、第三者性を維持するために、緑の権利擁護支援委員会から適切な方に派遣依頼をするという形が望ましいのではないかと、ということも議論されているところです。アドボケイトワーキングの中でもまだ完全に煮詰まっておりますが、こ

のような発想もあって、現時点では、二分化して役割を明確にしながらか動いていくのが望ましいのではないかと整理しているところでございます。

以上です。

○長坂委員 どうもありがとうございました。

○熊田委員長 ほかに御質問、事実確認等ございますでしょうか。

どうぞ。

○水谷委員 すみません、資料のモデルケースの概要というところで、9ページなのですがけれども、障害のあるBさんのケースで、意思決定フォロワーの活動のところでは本人さんが治療すべきかどうか悩んでいたところで入院されて退院もされたというように説明を聞きましたが、入院とか退院とか、それは保証人、サインする方がいますよね。なので、その辺はどうだったのか。大抵家族とかがするのだと思うのですがけれども、どうだったのかちょっと。

○熊田委員長 では、その辺、安藤さん。

○安藤委員 実際にサインを求められたかどうかというところ、すみません、阪田さん、分かりますか。手術されたときに医療同意のサインをこのケースの場合、求められたかどうかは分かりますか。

○八木委員 ちょっと現場でやっているのだけれども、求められたと思います。

○安藤委員 ちょっとそこはまた確認をさせていただきますが、また熊田先生からコメントいただければと思いますけれども、本来、医療同意は御本人さんが同意というか、受けるか受けないかを決められるものでございますので、フォロワーさんがサインするということはまずはないということになります。

もう一点は、市の成年後見制度利用促進計画の取組の一つとして、身寄りがない方が入院だとか入所を安心できるような環境づくりを進めていきたいと思いますということですね。この事業も関連しながら進めているのですけれども、その部会みたいなのを立ち上げて、病院の関係者だとか福祉の関係者と話し合いながら、そういう本来求められないものを求められている状況も実際には散見されるところもございますので、どのようなやり方だとか、そこをやらない形とかをつくれるのかということは今、話し合いを進めているところでございますので、恐らくそういった課題認識の下の御発言かなと思います。市としてはそういうような方向で今、取組を進めているところでございます。

何かありますか。この辺の話。

○熊田委員長 今、安藤さんがおっしゃったとおりで、このケース、ちょっとよく分かりませんがけれども、御本人が最終的にいろいろ相談して寄り添っていろいろ話をして、本人が手術をするというもし選択をされた場合は、基本的には本人の同意だけで、ほかの同意が求められるというのは本当は望ましくないですね。

現実には今、安藤さんもおっしゃいましたが、御本人がきちっと意思を表明できるときには恐らく病院も今、あまり求めてないだろうと思います。問題なのは、御本人が判断でき

ないというときに身元保証人に同意を求める。入院していて、例えばもう既に入院されていて、そこで身元保証人をつけていて、御本人が決められないと言うと身元保証人さん、決めてください。このスキームがまだ本当に残っているのですよね。

それはむしろ国のいろいろなそういう場面におけるガイドラインを見ても、身元保証人には医療に対する同意権はありませんのでということ国はむしろ積極的に発信しているのですが、少しまだうまくかみ合っていないところがあって、そこを今後、豊田市も含めて医療関係者とか施設の関係者とかで少し議論して統一したお考えを地域でまとめていただく必要はあるかなと思います。そんな感じです。疑問に思われることは当然だと思います。

○水谷委員 ありがとうございます。

○熊田委員長 どうぞ、名川さん。

○名川委員長代理 そうしますと、では、フォロワーさんは何をやるのかという話になるかと思うのですが、それについて少しだけ。

まず例えばこれで同意を求められたとしても、それは赤の事業者さんは金銭管理に関することを担当しますので、これについては基本的にはグループホームとしてサービスを担っているところが保護者としての位置づけも持っているものであると思います。その上で、フォロワーさんがこの場合に何を寄り添ったのかという話なのですけれども、今回の場合には、もともと偏頭痛がきつかったところで周りに言っていたのだが、なかなか聞いてもらえなかったという話もあったらしいのですが、フォロワーさんが聞いて、それでもっていろいろと話をしたというのが一点。

それから、そのときにどうしたらいいというように意見というか、決めることを求められたみたいなのなのですが、その際にもその場合には私の決めることではないというようにはフォロワーさんとしてはお返ししているらしいのですね。その場合に、では、やはり私が決められないと言うとすごく投げたような感じになってしまうのですが、それについては話を私どもとしている中で、フォロワーさんは例えば自分では決められない、あなたのことは決められないのだが、そのときにどういうように困っていたのか、どういう状況なのか、では、それからどうすればいいのかということを経験的にも、それから、事実的にもいろいろと話し合ったり、それを共有するという通じて話を深めていくことはできるだろうというように考えております。

その結果として、最終的にずっと話し合っていたこの御本人さんは、そういうこともあったので私、手術をしたいとお医者さんに言いましたと最終的にはおっしゃっているのですね。今回のことについては非常に重要なエピソードだったと思うので、そういった場合にフォロワーさんがどのような位置づけで何をすべきなのかということももう少し丁寧にその後、また研修プログラムとして検討していきたいと考えています。

○水谷委員 分かりました。

○熊田委員長 ほかに御意見とか何か事実確認等ございますでしょうか。

また後で次年度のところで意見をお願いすることになりますので、取りあえずここで一

且止めさせていただいてということにいたします。

私のほうから今回の1年間の活動を通して少しお話というか期待を込めてというところも含めて、それから、御質問等もあるのでありますが、1点、やはり1年間を通していろいろなことの成果が上がっているのかなという感じを感じています。これは各ワーキングの方々を含めてしっかり活動されてきたということなのかなという感じがいたします。

来年度とも関係するのかもしれませんが、この事業、日本財団の関係の意思決定支援の部分が非常に一つ核としてありまして、もう一個、国のモデル事業としての今回のケースでも日常的な金銭管理を施設、病院がしていただくということを通して本人の希望、自分らしい生活を実現する。金銭を管理していただいて、それを利用することで本人の自分らしい生活とかそういうのを実現していただくことと思うのですが、やはり今までも少し議論があったように、お金をきちっと管理するという場合にどうしてもお金を出すこと、使える状況にしなければいけないのですが、問題なのは少し金融機関との関係を多分整理する必要がどうしても出てくるのだろうという感じがします。土台ですかね。結局そこがきちっと自由に御本人の意思に沿って使えるという状況があって、それに基づいてそれを利用して自分らしい生活を実現できるということで、その取組が多分必要になってくると感じます。

こういう条件でないとお金は例えば施設とか病院が管理していてもそのお金は出せませんというように金融機関に言われてしまうと大本が崩れてしまいますので、何かそのところの整理がこのシステムを使って、この制度の中で使うとそこ出し入れ、特に出金でしょうか。そういう年金とか何かそういうものの利用に障害が生じないという辺りができればいいかなと思うので、ちょっとその辺のところ、いかがでしょうかと事務局にお尋ねしたいところなのです。

○安藤委員 ありがとうございます。

私たちの報告の中でも述べさせていただきましたけれども、金銭管理の部分がすごく重要だなと思っていて、熊田さんの御指摘の中にもありましたが、実際に自分のお金を預かってもらいつつも、どう使っていくのかという部分については先ほどの高齢者のほうのケースでもおだんごの話が出たように、いろいろと充実をこの検討の場でも見せているのかなというように思います。

その一方で、それを適切に管理をしていく福祉側の立場の方をどう広げていくか。そこにはやはりリスクだとかこれまでの懸念だとかもありますので、そういう方々の気持ちの部分と、あとは実際にお金を動かしたりだとか払い戻したりとかというところで金融機関との関わりがあるかなというところも御指摘だと思っています。

あわせて、それらがいわゆる委任だとか代理だとかではなくて、もしかしたら使者という形なのかもしれませんけれども、どういった形で法律上の中で可能なのかということで、法律側の方も関与してくるかなという話だと思っていて、そこについてはしっかり整理をしていかないと安心な形での利用ができないかなというように思いますので、今の御

指摘を踏まえて、少し深掘りをできるような機会は設けながら適切に実施していくところも考えてまいりたいと思います。少しそのような機会というところ、また先生にも相談させてもらいながら設けていければと思います。ありがとうございます。

○熊田委員長 ほかによろしいですかね。では、2番目。

どうぞ、水島さん。

○水島委員 今の論点は本当に重要であるということの認識は持っております。ただし、全体委員会で行うべきことかどうかは、三者連携における意思決定支援モデルプロジェクトという立ち位置もございますので、特に金銭管理に係る1階部分の議論については、豊田市に音頭を取っていただき、検討・運用いただくのが適切ではなからうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○安藤委員 寄附の立てつけ等も含めてまたお願いできればと思います。

○熊田委員長 その辺のところは今、御指摘のとおりかと思えます。今日のパワーポイントで言いますと19ページのところに1階部分と2階部分で国の部分とSDMの部分、このモデル事業の部分があります。多分基本型の金銭管理サービス事業者、この基本型の辺りの議論かと思えますので、この辺は確かに今、水島さんがおっしゃったとおり、豊田市のほうで少しまとめることが中心になるのかなと、そういう理解です。ありがとうございました。

それでは、「(2) 報告1に関する意見交換」ということで、主として、それと次年度の各ワーキングの取組も続けてになります。

まず意思決定フォロワー養成講座についてでよろしいでしょうか。名川委員のほうからお願いします。

○名川委員長代理 それでは、資料といたしましては、資料3、横向きの資料のほうを御覧ください。あわせて、資料2のほうにありました、先ほどのページで言うと14ページと、それから、別資料として豊田市のほうから市民後見人養成講座のカリキュラム案が出ております。紙としてはA3の大きいものですが、こちらを併せて御参照ください。基本的には資料3を中心にお話をさせていただきます。

これが今のところ、研修ワーキンググループで次年度、試みに行っていこうとする流れでございます。左から右に6月から始まって次年度、ずっと進めていこうというようになっております。意思決定フォロワーとしての養成はの中で特に上の部分、紙で色で言いますと薄い水色になっている部分が主としてフォロワーとしての養成プログラムということになります。それ以外の部分としては、例えばその1つ下に市民後見人養成講座がございます。こちらのほうとの連動も図るといことがここの中には書かれております。

さらに下半分には何が書かれているかという、これはどちらかという赤の生活基盤サービス事業者やアドボカシーのほうを考えると何が重要かなということで、そのようなプログラムも並行して行いたいと考えております。

それから、一番下については、どちらかという豊田市の市民あるいは一般向けとして

裾野を広げる必要もあるかなということで、これが普及啓発・スキルアップ研修ということで、支援者も含めて広く行うというプログラムになっております。なお、先日、3月18日に行いました支援者向け研修は、この一番下の意思決定支援基礎研修をほぼなぞらえたものとなっておりますので、そのように見ていただければと思います。

それらを踏まえまして上のほうの構造について少し申し上げます。

6月から始まりますが、6月につきましては事前説明会をこれは市民の後見人養成講座のほうで行いまして、その際に事前説明会が行われます。これはフォロワーさんや市民後見人さんがどのような活躍をされるのか、活動されるのかということも含めたプログラムということになっておりますし、ここでは永田さんのほうにも御説明を権利擁護支援活動という観点からお話をいただくことになっていると思いますけれども、ここの中で基本的な豊田市での活動の概略が紹介されるのかなというように思います。

ここで恐らく重要なのは、市民後見人さんとなる方々、それから、フォロワーさんとなる方々、それぞれあるけれども、ある程度重なっているので、広くそのような方々に知っていただきながら、いろいろな活動に参加できるという可能性を提示するということが大事なのかなと。これは裾野を広げるというか、これから関与する人たちを開拓していくという意味でも非常に重要になるのかなというように思われます。恐らくそれは高齢者のほうでもいろいろなプログラムがあったりとか、そのようなことも含めた視野というのがあるのかなと思います。

それらを踏まえまして、豊田の市民後見人養成講座が行われるわけですが、その中、基礎講座を受けていただく中で、フォロワーさんについても少し御説明があるので、私はどちらかというとは後見人ではなくてフォロワーさんになってみようかなというように思われる方については上のほうの10月からの導入講座もを受けていただくことができるようになっております。

その中で、導入講座の内容については、あちこち飛んで申し訳ございませんが、資料2の14ページの下のほうに具体的なプログラムの構成が入っておりますので、こちらのほうも御参照いただければと思いますが、導入のときにはあまり講義を行わず、どちらかというとは演習中心で行おうかなと考えております。

その中で、いわゆる社会モデル、人権モデルのほうから障害について考えていただいたり、あるいはほかの人から決められるという体験を擬似的に行うことによって、その感情を共有したり、あるいはピアチューターさんというように言っておりますけれども、可能であれば御本人さんにも御協力をいただきながら、その方について一緒に話し合ったりとか考えたりしながら、共に好きなことや将来の夢などを書き出すなどの作業を通じて、その方と一緒に考えたり、この方がどうしたいのかなというのを一緒につくっていったりとかというワークを行っていくというような活動を通じて、知識としてではなく、どのような関わり方をしていきたいのかなということと一緒に考えていくというプログラムを構成しております。

今のところは、これを行った後に、ここでもまだ知識は入ってないのですけれども、マッチングなどを通じて試行的な活動に少し入っていただくのが10月から12月になります。そうしている間に豊田の市民後見人養成講座のほうは実務講座に進んでまいりますので、その中で改めてやはりフォロワーさんになりたいなというように思った方は、また導入講座を1月の最初にもう一回設けますので、その中で導入講座を受けていただくことが可能であるということにしております。

それらを踏まえた上で後半のほうの実践講座のほうはどちらかというと例えば意思決定支援の基礎ですとかフォロワーの実務ですとかアドボケイトの基礎ですとかという、ここは講義なども含みながらもう少し深い内容について学んでいただき、それらを踏まえてフォロワーさんとして活動するというような流れになっています。なお、これは市民後見人さんからフォロワーさんへの矢印も入りますけれども、取組によっては、やはり私は後見人もやってみたいわという方もいらっしゃると思いますので、そういった場合にはフォロワーさんの講座を受けた上で後見人さんのほうもやってみようかなというように戻るといことも多分可能であろうというように、相互の移行ができるのではないかなと考えているところでございます。

そうすると、真ん中のところにフォロワーの実務支援研修というのがございますけれども、こちらのほうはどちらかというとスーパービジョンみたいなところがありますが、ずっと活動している、既に試行的に2名やっている方々にもアドボケイトとして私どもが今、振り返りの話合いなどをずっとやっていたりするのですが、その中で具体的な振り返りだとか、それから、スキットを設けたりしながら個別のニーズに対してどのように考えたらいのかとか、では、どうしていけばいいのかなということに対応していくということを行っていきなとと考えているところでございます。

そうした中で得られたものも含めて、下のほうにある赤の事業所さん向けのプログラムや、それから、もっと下のほうにある細かいスキルアップ研修がありますけれども、そのようなものを用意して、これは全てやるというよりは、そのようなやり取り、話合いや個別の研修の中からももう少しこういったことについても学びたいというフォロワーさんのニーズが出てきたところでここにあるような取組なども紹介しながら一緒に学んでいく機会を用意していつはどうかというように考えております。

個別の細かい研修も話すと長くなってしまいますのですが、そこまでは時間は出せないと思いますので、申し訳ございません、字面でのみ今回は紹介をさせていただいておりますけれども、それらについてももし何かございましたら、また改めてお知らせ、御質問などをいただければと思います。まず全体の流れとしてはそのように考えておりますので、御確認いただければと思います。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

来年度の意思決定フォロワーの養成講座について、研修プログラム、これについて今、

名川さんのほうから御報告がありました。

では、これについて御意見をまずお伺いいたします。来年度、こういう方向で進めていくのについて、何か御意見があれば。むしろ当事者の方とか何か御意見があればという形でいかがですか。

どうぞ、お願いします。

○木本委員 ユートピアの木本です。

今、研修のプログラムを御説明いただいたのですが、何をやるかというのもとても大事だと思うのですが、誰が主体なのかということもちょっと考えていただきたいなと思っています。できるだけ伝える側も当事者を入れていただくとか、当事者の団体を企画に入るとか伝えてもらうとか、そういうこともぜひ考えていただきたいなと思います。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、名川さんのほうから。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

それについては、もちろんといいますか、例えば障害について考えるという演習などについては、できれば当事者の方々に入っていただきたい、担当していただければと思いますし、あなたについて一緒に考えるというところでも一緒にやりながら考えていければありがたいなというように思っております。いろいろなところで御参加いただけることが、恐らく例えばこれは豊田市のみではなくほかの自治体で考える場合にも、その自治体の中にいらっしゃる方々にどう協力いただくのかというのが非常に重要になると思いますので、その中で可能な対応やプログラムというのを一緒に考えていけるというのを基本的にさせていただければなと考えているところでございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

よろしいですかね。

○木本委員 ありがとうございます。

今、名川さんが言われた、これが広がっていくということが大事なので、そうすると、どうしても当事者を入れるという意識が基本だと思っています。薄くなっていくとまた事業の形が変わってしまうので。実際、当事者を入れるのは地域によっては難しいところもあると思う。でも、そこを探し出すというのも行政がそこをやる、担うところが努力することで障害者もレベルアップというか、社会参加が広がっていくと思うので、ある程度の形をつくってほしいなと思っています。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

特にいいですね。では、発言をありがとうございました。

では、引き続き御意見を伺います。当事者の立場、それに準じた形で、水谷委員、この研修プログラムについて何かございますか。

○水谷委員 研修プログラムとはちょっと外れてしまうのですけれども、いいですか。

○熊田委員長 はい。

○水谷委員 シンポジウムของときも私、息子が家にいるので出かけてこれなかったのがユーチューブですっと見させてもらって、そうやって参加できるのですごくよかったなと思うのです。

モデルケース、すごくいいですよ。よくできていたのだけれども、フォロワーさんが本人の意思とかが多分分からない、そういう人もいっぱいいると思うのですよね。なので、そういうとき、どうしたらいいのという、そういうのもプログラムにあるといいのかなという感じはします。

だから、次年度で何か成年後見の人、ついている人をまたモデルケースにしてという、そういう違うモデルケースもつくられるということであるので、その方がどういう障害の程度とかが分からないけれども、困難な場合という意味を酌み取ってあげることが難しい人というのもだんだん考えてやってくださったらありがたいなと思いました。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

○名川委員長代理 これはまず安藤さんに今後の方向性を確認しておいていただいた上で、私がそれでもう一遍、引き取ります。

○安藤委員 実はこの事業ではないのですけれども、豊田市の成年後見の計画の見直しを今年度やっています、その計画の中にはこの事業とかも意思決定支援の話もよく出てくるので、当事者関係の団体さんへ少し意見交換の場を設けてもらってお話を聞いたときにもそういう重度とか重心の方の意思決定支援もしっかり進めてほしいということはやはり言われてきました。

この事業において、どこまで対象者を広げていくかという問題とも重なる部分ではありますので、少しそういった整理が必要かなと思いますけれども、やはり当事者関係の方々からよく言われている意見だかなと思いますので、障害福祉課も含めてなのですが、福祉部としてもこういったところはしっかりやっていかなければいけないなというところで、市の利用促進の見直しの計画のところにもそういった意見があったということは書かせていただいたので、今後、充実を考えていきたいなと思います。検証の中で扱うことができるかどうかについては、またSDMの皆さんと話し合いながら進めてまいりたいなと考えている次第です。

○熊田委員長 どうぞ。

○名川委員長代理 という豊田市さんとしての流れがございますので、それに従ってというところがございますけれども、可能となったところでは、私ども、それは十分に意識していきたいなと考えております。

例えばこの中で言いますと、選好の記録化というプログラムがございます。これはどちらかというと御本人のコミュニケーションが難しい方の場合に、例えば国連の権利条約で

は意思と選好の最善の解釈というのが非常に大事だよというように言われているわけですが、それを支援者が行うときにどのようなことに気をつければいいのか、それをどうやって共有しながら、独りよがりではない、その方の好き嫌いを大切にしていって取組に結びつけばいいのだろうかということを考える研修プログラムになっております。なので、このようなことを通じながら、コミュニケーションが難しい場合にどうしていったらいいのかなということを考える機会を設けたいなというように思っております。

○熊田委員長 長坂さんから手が挙がっております。御意見をどうぞ。

○長坂委員 意見というか確認なのですけれども、研修プログラムの中でサービス事業者向けのプログラムの中にリスクの捉え直し研修というのがありますけれども、私はリスク学とかリスクコミュニケーションが専門なので、まず、このリスクの定義というか、エンドポイントが命であるとか健康であるとかQOLとか財産とか、あと精神的なもののダメージですとか、また環境とかコミュニティから切り離されるとか、様々なリスクというのがありますが、そういったものがどこまで考慮されているのかというようなことですか、あとはリスクについても当事者のリスクなのか、支援者のリスクなのか、当事者が第三者に他害をしてしまうようなリスクなのかということですかね。この辺りがこのリスクの捉え直しというものの定義とか、このプログラムの内容ですね。

あとリスクについては特にリスクとベネフィットを比較考量するというような考え方ですとか、また、それも主観的なもので、直ちには比較ができないという話ですとか、例えばあるリスクの対策を取ってしまうと別のリスクが生じてしまうというリスクトレードオフというような考え方ですとか、リスクの対策をしてもどうしても残ってしまう残余リスクというものをどう説明を本人、もしくは社会に説明していくのかというようなことですか、リスクの捉え方の見直しというのも結構ちゃんとやるとしっかいろいろ論点がたくさんあるかと思うのですけれども、今、その辺りが少しどんな形で検討されているのかというようなこと、また、検討の方向性についてあれば少し御説明、補足いただければと思います。

○熊田委員長 では、名川委員のほうから。

○名川委員長代理 ありがとうございます。

これについては、もともとはオーストラリアの基本プログラム、それから、英国のほうでずっとリスクに関する高齢者等の支援に対する考え方の変化などを受けていろいろプログラムができておりますので、そこに端を發しまして形成をしているのですけれども、その作成の過程では、長坂さんにもいろいろとアドバイスを受けながらやらせていただいております。ありがとうございます。

御指摘のとおり、リスクというのは非常に起こった場合の甚大な弊害が起こる場合、それから、そうではない場合ということも様々に含んでいるものだと思います。その場合、非常に甚大なものについて取り扱うというのはなお難しいところがあると考えますが、意思決定支援という関係性を考えた場合にはどうしても危ないからやめておくとか、本人がこ

うしたいというところは危ないからやめておきなというように周りのほうが言うてしまうという難しさがあることも支援者側としては御承知のところかと思います。

私どもはむしろ、そのような難しいところは難しいのですけれども、本人のどちらかというともう少し工夫をすれば、もう少し一歩踏み出せるのではないか。本人がこうしたいと言ったことについて、では、どういように考えたらいいか、リスクはこれくらいあって、それから、弊害ではなくて便益のほうはどれくらいあるかなというのを相互に考えながら、では、このような取組方ができるのではないかということを発表していくという、そのようなどちらかというリスクを処理するというよりも、その人のベストチャンスを変えて発見していくというような取組というように捉え直しております。

そのような意味から、リスクというテーマからスタートしますけれども、どちらかというと、これは支援者側が、御本人がリスクを持っているというように考えているところを捉え直しをしたところでその人のやりたいことなどをどのように一緒に考えていくかという体制をつくる、あるいはそのノウハウを考えていくといったプログラムにしたいと考えております。よろしいでしょうか。

○長坂委員 ありがとうございます。

○熊田委員長 ほかに御意見ございますでしょうか。

実際にフォロワーとして活動をされている立場で、三井さんや阪田さん、何かこのプログラムを見てどういう感じを持たれますでしょうか。

では、三井さんから。

○三井委員 非常に充実したプログラムだなという印象です。市のほうで行う豊田市民後見人養成講座、これも大変興味深い講師の皆さんがやっけていらっして、参加できるものならしたいなと思うのですけれども、なかなかそうもいかないなという感じです。

本事業のほうの研修プログラムについてですけれども、実は先日、支援者向けの研修のほうに私、参加者として参加をさせていただきました。これまで特にこの意思決定支援について専門的な学びがないままモデルケースとして関わらせていただいている関係があつて、もう一度、自分自身が学び直したいという思いを持って参加をさせていただきました。

私を感じたのは、これまで私の学びの姿勢の問題かもしれませんけれども、社会福祉援助技術等々を学ぶ中で意思決定支援における今回の考え方をちょっとシフトチェンジする必要があるなというのを感じて、新たな学びがやはりありました。大きなところでは、やはり本人の最大の利益を優先するのかなどということをお考え直すという非常にいい機会になりました。

先ほど恐らく水島さんから説明があつたと思うのですけれども、赤の事業所向けの研修と支援者向けの研修というのはあえて分かれているではないですか。支援者向けのところはどいった人たちへ向けていくのが狙いなのかなんてところをお聞かせいただきたいです。

○熊田委員長 では、水島さんから。

○水島委員 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、この表の下段については、2つに分かれております。一番下の支援者向けというのは、本事業だけで意思決定支援が全て完結するわけではないという前提に立って、もっと地域の人々や本事業の枠の外に今は位置づいているような支援者の人々も巻き込んで、意思決定支援の共通理解とスキルを高めていくことを目的に検討しているところです。

具体的に言えば、例えば相談支援専門員、ケアマネジャーだけではなく、地域住民の皆様におかれても、意思決定支援というものを一つのテーマとして関心を持ってくださることが重要です。地域の中に存在する多様な人々が本事業の「フォロワー」の役割を認識いただけるような社会的な素地をつくっていかないと、本事業の中だけで完結してしまって、その先の発展がなかなか見られないのではないかなという懸念もあります。そのような観点から、広い意味での支援者向けの普及啓発という形で、スキルアップ研修を検討しております。

あえて言えば、本事業の枠内、すなわち生活基盤サービス事業者向けの研修と、現時点では枠外に置かれている人たち向けの研修について、差異をこのような形で表現しているところでございます。

○熊田委員長 では、ありがとうございました。

引き続いてというか、同じようにどうですか。具体的にやっているところで阪田さんのほうで。

○阪田委員 すばらしい研修を提供させていただいて、非常にありがたいと思っています。

先ほども水谷委員もおっしゃっていましたが質問とかぶるのですが、この間の3月18日に三井さんも受けられた研修、私もちょっとちらっと参加させていただいたのですが、選好の記録というやつ、あれを早速、これはいいなと思って職員にちょっとこれをやってみようよと言ってやってみたのです。

そうすると、やはり自分のところの個別支援計画というやつがあるのだけれども、そこに本人の意思というのをちゃんと確認するために記録の取り方は大事ななということがすごく学べたのです。すごい自分の事業所にとっても役立っているというところをまずお知らせしたいのと、やはり意思決定支援はよく障害の分野で研修とか企画するのだけれども、皆さん、事業所はどうしても手法とかやり方に結構こだわるところがあって、そのやり方にこだわるよりも、やはりなぜそれをやるのか、なぜこの研修をやるのかという在り方をしっかり落とし込まなければいけないといったときに、この意思決定支援というのはすごく重要なものかなというように思っています。

あと今、障害のほうでも虐待のことを例えば事業所でも義務づけられて、ちゃんと虐待防止をやっていますかみたいなことがあるのだけれども、虐待をやったか、やってないかということではなくて、やはり何で虐待防止法ができて、何でその法律ができていく経過みたいところをちゃんと知らないといけないかなと思ったときに、やはり本人のしたい

意思決定ということがベースにやっていくことが虐待防止につながるなど本当に今回も名川さんとか関わらせていただいてすごく学んだところですので、ぜひともそれをこういう障害福祉サービス事業者に還元していきたいなどは思っているところではあります。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方も何か御意見等があれば。ございますか。いいですか。特に挙がっていませんね。

では、次のところに進みます。次年度、各ワーキングの取組についてです。これも資料2の後ろのほうになるのでしょうか。事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。水島さんでいいですか。

○水島委員 それでは、御説明させていただきます。

先ほども少し触れさせていただいたところではございますが、19ページ以降を説明させていただければと存じます。

今回の意思決定支援モデルプロジェクトに関しまして、豊田市、日本財団、そして、SDM-Japan、この三者の連携で行っていることを皆様にわかりやすく御理解いただけるように、シンポジウムで出ささせていただいた資料を改めて説明させていただきたいと思っております。

まず、厚生労働省の権利擁護支援モデル事業との関係については、豊田市が国のモデル事業に手を挙げておられますので、生活基盤サービス事業者や意思決定フォロワーの募集や権利擁護支援委員会の運営に関しては、豊田市で行っていただくところではございます。

ただし、SDM-Japanとしては、国のモデル事業をそのまま実施するのではなく、特にチョイス&コントロール階、すなわち、下の注釈にあるとおり、本人による選択の機会を確保し、人生における自己コントロール権を保障していくという障害者権利条約の理念をしっかりとプラスする形でプロジェクトを遂行できるように自治体をサポートし、本来あるべきものを目指していく、そのような思いを持って本プロジェクトに参画させていただいているところでございます。

その観点で、それぞれの赤、緑、青がSDM、いわゆる意思決定支援における基本的な立ち位置を意識し、実践力をしっかりと身につけていけるよう、研修ワーキングにおいて各種研修を検討しているところですし、赤の事業者による関係性の濫用を防止する観点からも、アドボケイトの視点をしっかりと維持し、そして、実践できるようにアドボケイトワーキングが動いております。さらに、事業全体を客観的に評価できるよう、評価ワーキングを立上げております。そして、全体委員会はこれらの各ワーキングを統括し、委員の皆様の多様な御意見を踏まえて各ワーキングの議論に反映させていく、そのような形で動いているということ、イメージとして持っていただければと思っております。

先ほど、金銭管理面の協議や生活基盤サービス事業者との調整に関しては、基本である1階部分、すなわち豊田市での対応が望ましいのではないかと申し上げたところがございます。将来的に、特に次年度の動きということで次のページ、20ページを御覧いただければと思っておりますけれども、意思決定支援モデルの体制構築が課題でございました。しかしな

がら、次年度においては、先ほど水谷さんもお話されたかと存じますが、より多様な人々をモデル事業の利用者としてお招きしたい、そのような思いも持っております。さらに、フォロワーの養成、そして、アドボケイトとしての権利擁護支援専門員の養成のための案をつくっていかねばと思っているところです。

さらに、フォロワー向けの研修については、先ほど御紹介させていただいたとおりですし、フォローアップをしっかりと実施していくことが重要であろうと思われまます。そして、評価ワーキングにおいても、共通化された評価指標に基づいて評価を進めていくことが肝要でしょう。意思決定支援実践シンポジウムは今年2月にございましたけれども、来年度においては、本モデルをより全国の自治体も含めて使っていただけるようアピールをしていけるシンポジウムになればと検討しているところでございます。

このように本件はモデル事業として進めているところでございまして、来年度に関しましては、現状、こちらの検討スケジュールで2023年度について挙げさせていただきました。

全体委員会に関しましては年3回を予定しておりますけれども、特に中間の11月21日に関してはオンラインを予定しているというところでございます。そのほかの研修ワーキング、アドボケイトワーキング、評価ワーキングの予定についても変わり得る部分もありますけれども、現状としてはこのように立てさせていただいているところでございます。

それから、下のほうに※と書いてありますけれども、豊田市以外の自治体でもこういった仕組みを導入することに関してどのような御意見をお持ちか、情報提供をどのように考えるべきか、などの質問も併せて検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

それでは、この点についても来年度の方向性等について御意見を伺いたいと思いますが、御意見でございますでしょうか。

少し全体を見て何か御発言をという形で、突然で申し訳ないのですが、永田委員から何かそういう今までの報告を含めて。

○永田委員 ありがとうございます。

この事業はすごく金銭管理という堅いものとアドボカシーというすごく柔らかいものを一緒にしている事業で、何かそこら辺の堅いものと柔らかいものをどういうように一緒にしていくかという難しさもまた感じながら今日も聞かせていただきました。

これを一つのスキームにやっていく中で、私としては金銭管理のほうはかちつとした仕組みをつくっていかばいいと思うのですがけれども、その柔らかいほうの在り方というのがやはり重要ではないかなと思っていて、前回もこういうことを考えていっていただきたいということでお話ししたのですが、やはりフォロワーの方が後押しをするということが具体的にどういうことなのかというのは多分これから積み上げていかないと分からないことかなかなというように思っています。

今、2つのモデル事業をやっているのですけれども、次年度の特に今日のお話の中でスピーカーになるフォロワーさんと、それから、専門のアドボケーターのような方がある種、セットになってというのが前回と少し何か進化したところかなと思っているのですが、その部分のスキームが多分すごく大事になってくるのではないかなと思っているので、個人的にも時間があればアドボケイトのワーキング、ぜひ見させていただきたいなと思っているのですが、多分その中で議論していくことなのかなと思うのですが、そこが多分すごく重要な、この柔らかさの具体化みたいなのところがこの事業のすごく重要なところかなと思っているのが一点です。ぜひそれをアドボケイトのワーキングで話していただきたいということです。

あと、これはちょっとつぶやきみたいなことになってしまって、まだまとまってないのですけれども、チョイス&コントロールはやはりすごく大事だと思う一方で、選択をずっと迫られるというのはすごくきついことでもあるし、ある種、個人化した発想でもあると思うのですよね。つまり、その人が決めるということを大事にするというのは大事なだけけれども、個人化した発想でもあると思うのですよね。

その中に少しチーム的な要素があったほうが何か私は日本の場合、いいのではないかなというぼんやりとした印象があって、今回も絵の中で権利擁護支援チームで支援をしていく、そこにフォロワーと事業者、赤と青がいるというイメージだと思うので、何かフォロワーさん、専門員さん等だけで何か意思決定支援はしていくのですけれども、それが実現していく中でそれはチームの中で実現していくみたいなイメージを持てるようになっていくといいのかな。

ちょっとまだぼんやりしているのですけれども、私、学生時代に障害の方の自立生活運動をやっていた、手伝っていたときに、今日の御飯、何にしますか、今日の御飯、何にしますかと聞いたら、もうたまにはそちらで決めてくれと言われて、それもすごく印象に残っていて、文句を言わないからたまには決めてくれと言われたことがあって、そのことをすごく印象に残っているので、そういうチームの柔らかさみたいなものも少し加味できるといいのかなと思ったりしているという感想でした。

すみません、以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、ほかにもどンドン御意見いただければと思いますが、柔らかい話というか、堅い話になるのかもしれない。少し法律家の方に御意見をお伺いしますが、では、山下委員。

○山下委員 柔らかい話になってしまうのかもしれませんが、すみません。ちょっと抽象的な大きな話になってしまうかもしれませんが、この意思決定支援というのを考えると、今、これは例えば高齢とか障害の方を対象にこういう概念が出てきていますけれども、結局、意思決定支援というのは安定の意思を個人として尊重しましょうというところに行き着くものですから、何も高齢、障害に限らず、市民が社会生活を営んでいくもの全部に共通してくるところの根本だと思うのですね。

そうすると、先ほど研修の入り口、市民後見人の入り口のところを丹念にやりましょうという話がありましたけれども、もっとさらに将来的に目指すといいなと私の中でぼんやり思っているのは、福祉とかそういうことに今、興味がある人だけではなくて、もっと例えば私が自分の経験だと子育てにもすごく通じる場所があって、誤解のないように言うと、子供を育てるときというのはやはり自分の気持ちがあまく表せない年代のところから関わっていく中で、どういうようにそれを聞き出すかということ。今、永田先生が言われたみたいにどうしたい、どうしたいだけを迫ってはなかなかうまくいかない場所があって、自分の中でもぼんやりした気持ちをどういうようにうまく引き出していくかということから関わって、それを日常的にやっている子育てを経験された方というのは、こういう意思決定支援の素養をすごく持っているのではないかなと思うのですね。

そうすると、間口としては、福祉、高齢、障害というところだけで研修をするのではなくて、もっと市民一般に開かれたところからそういう共通のところを浸透していくようなイメージの研修とかイベントがあってもいいかなと思う。その中から興味を持ってくださる方がこういうところに最終的につながっていくというような発想があるとすごく全体に広がっていくのではないかなと思いました。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、続いて、長澤さん、よろしいですか。

○長澤委員 私はこの中の4つに入っているのですけれども、今はモデルケースでとてもうまくいっている、意思決定を支えているなということが実感できるケースが多くて、それはそれでとてもいいとは思いますが、今後ケースも増えていく中でなかなか意思決定支援があまくいかないケースも出てくるかと思うのですが、そういったものがよりたくさん出てきてくれたほうが、失敗ではなくて、こういう場合はこうではないのだということが分かっているのかなと思っていて、あとは意思決定、先ほど2人も言われていましたが、たまには決めてくれではないですが、意思が別にそんなにやりたいことがないというのも、それはそれでありだとは思っているので、成功とかうまくいった事例ばかりではないものが出てきてくれたほうが意思決定支援のプロジェクトとしてはより充実したものになってくると思うので、今後、後見人がついているケースとかを提案しようと思っているのだが、言い方は悪いですが、失敗してくれるとうれしいなというのがあります。

結構難しい方、意思はたくさんあるけれども、なかなかコミュニケーションを取るのが難しいところもあつたりとかということもあるので、そういうのでそういう難しい場合にこれはどうなるのだろうかというのが分かるとよりいろいろなケースに応用が利くのかなとは思っているので、そういうのを来年期待して権利擁護支援委員会とかアドボケイトワーキングでちょっと困ったねというような話ができるといいなと思っています。

以上です。

○熊田委員長 ありがとうございました。

では、もう大分時間が迫っていますので、一言どうですか。御発言ない方、一言ずつぐらいお話をいただければと思います。

では、八木委員のほうから。

○八木委員 成年後見支援センターの八木です。

全体を聞いて、感想というか今後そうだなと思ったのが、先ほど重度の方のことが出た中で、このスキームで当てはめたときにもし後見人の先生がついたときに立ち位置はどこにあるのだろうというちょっと疑問は出ました。それは独立性が担保、本当にできなくなるのではないかとか、そういった部分では、もしそういった第三者の方がついたときのもう一方のそこの部分の立ち位置をどこに持っていくかというところもちょっと必要だなというのを感じさせていただいたというところ。

あともう一点、これはチームなのですけれども、一つこれも私も話を全体に聞いていて思ったのは、権利擁護支援専門員という立ち位置があるのですが、これは個人の話になってくるような気がしていて、先ほど言った金銭管理の部分に関しては多分固めてしまえば誰がやってもいいと思うのです。専門性の知識を持っている方がやればできることだと思うのですけれども、下のほうの意思決定支援担当になったときに、フォロワーさんのフォローをするのだけれども、その委員さんがフォローが変わったときにその人を受け止めるときにどうなのかなというところが、実際私が今回、バンク登録されている方がフォロワーになっているものですから、よく言われるのが、個人。やはり私だからとか、先生だからという特定された人だから相談しやすいけれども、もしこれが一人ではなくて組織の委員となってしまったときにまたどこに相談していいのだろうというフォロワーさんの混乱につながるのではないかというちょっと疑問も感じたというのが感想というところと課題として感じたということであります。

すみません、以上になります。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、中根委員、何か。今までの感想でも何でもいいので、御意見もあれば。

○中根委員 非常にプログラムとかはみんなができるようにしていくののだろうなという感じがあったのですけれども、私、高齢者の施設だとか障害者の施設を運営している中で、ふと疑問に思った部分として、高齢者の方がまたおだんごを食べたいよという、あしたもおだんご食べたいとか、あさってもおだんご食べたいとか、今、だんごが食べたいのかという、これは意思決定の中でかなり重要な部分だと思っていて、もうそのスピード感というのはどうやって施設と連携を取っていくのかなという。今日もあしたもあさっても、毎日だんごを食べたいよというおじいちゃん、おばあちゃんもいる中で言ったときに、そこは全然別に問題ないかなと思うのですけれども、今日食べたいと言われたときにこれは意思決定として捉えるのか、取らないのかとかというのはすごく受け手というかフォロワーさんも難しい問題になってくるのかなという思いはしたので、そこのスピード感とか実行力というところ、どういうように連携を取っていくのかなというところを改めて自分の中

ではどうしようかなと思いつながりながら考えているところでした。

以上です。

○熊田委員長 ほかにございますか。

では、オンラインで御参加の菊地委員、何かございますでしょうか。

○菊地委員 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○熊田委員長 はい。聞こえます。

○菊地委員 全体の事業としての進め方という視点でのお話をさせていただきたいと思うのですが、先ほど水島さんから御説明いただいた20ページの資料にありますように、この事業、3年間で一つ形にするということを現在想定している中で、2年目が始まるうとしているというところで、新年度が開始するに当たって、より具体的な指標ですとか目標というのを設定するべきでないかなというように考えています。

例えば今やっているこれをもっと広めていきます、拡充しますとか、これを整理しますということも具体的に、では、何件を目指すとか、整理した上でどういう状態になることを目指すということを考えて設定した上で、この3年間で何ができるかというスキームの完成をもってこの事業が終了ということではなくて、この改良とか実践を繰り返しながら次につなげていく。それから、この資料にもありますように持続可能性を確保していくというところを考えると、そろそろ折り返し地点のことも考えなければいけない、よりこれを豊田市の中でどう持続させていくか、あるいは広げていくか。豊田市だけではなく、ほかにもどう広げていくかということと同時に考えていかなければいけないもう時期に来ているのかなというように感じました。ありがとうございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。一通り皆さんから御意見をお伺いしたと思います。

長坂さん、お願いいたします。

○長坂委員 ちょっと来年度の件で今、権利擁護委員会の合議体システムというところのスキームなのですが、この専門委員の方の独立性というか権限と、あとこの合議体として合意に至らなかった場合、合議体として勧奨するというような手続があるというように先ほど御発表がありましたが、この辺りをもう少し具体的に先ほどのスピードの部分とか手順の部分ですとか、または勧奨に従わなかった場合に次、どういう手続になっていくのかというようにですとか、この辺り、少し権利擁護のところ、あまりこのトラブルに入らないほうの手前で解決すればいいと思うのですが、そういった場合に至った場合について、この合議システムというのがどう機能するのか、専門委員の個別の判断ですとか介入というものがどこまで許されるのかというところ。あとは勧奨を受けた場合のサービス事業者等がどういう対応を取っていくのかというところですかね。この辺りはまた来年度の中で少し具体的に教えていただければと思います。どうもありがとうございました。

○熊田委員長 ありがとうございます。来年度に向けての御提言をいただきました。

いいですかね。そうすると、一通り、これで議事自体は終了させていただいていいのかと思いますので、では、3番の「その他」で、これは事務局でよろしいですかね。お願いいたします。

○安藤委員 資料2の21ページのところで、先ほど水島委員のほうからもワーキングのほうの御説明がありましたけれども、豊田市の事業自体、本体のほうとしてもこの委員会を開催しながら、少し目標設定の話もありましたが、件数を増やししながら、そして、長澤さんがおっしゃったように少し難しい場面だとかトラブルが起きたときにはこういった委員会の中でしっかりそこを確認しながらフォローをかけていくというところを進めていきたいと思いますので、日程は御参考まで、御覧いただければなと思います。

簡単ですけども、以上でございます。

○熊田委員長 よろしいでしょうか。この日程が一応こういう形、こんな感じのスケジュール感で来年度、動かすということが予定されているという感じになります。

大体定刻が近づいてまいりました。以上、委員会自体の審議、議事自体はこれで終了させていただいて、あとは事務局のほうに進行を戻します。

○加藤担当長 ありがとうございます。

予定した議事は全て終了になります。

では、最後に福祉部長の柴田より、当市の事業に深く関わっていただきました委員の皆様に対して1年間のお礼を申し上げます。

○柴田福祉部長 福祉部の柴田です。

本日は皆様、お忙しい中、豊田市まで足を運んでいただき、あるいはオンラインで参加していただき、どうもありがとうございます。

この1年間の皆様方の活動を通じまして、また来年度、豊田市では先ほどモデル事業の多様化という話もありましたけれども、やはり一つ一つの具体的な積み重ねの中で熟度が上がっていく、あるいは反省が出ているというようなことで、先ほど失敗例もあっていいねなんていう非常に示唆に富むお話もありましたが、またそちらのほうに進んでいきたいと思います。

豊田市というか豊田市長もオリジナルの公式があるのですけれども、我々、目指しているのは最終的には市民の幸福であります。豊田市オリジナルの公式というのは、幸福寿命イコール健康寿命プラス快適期間というように豊田市は言っておるのですが、健康寿命のほうは意思決定能力、それから、身体あるいは心身の機能がしっかりしていくというようなことでよろしいかと思いますが、それが衰えた後、認知機能が衰えた後なども快適期間を我々はどうつくっていくのがいいかという中の非常に大きなポイントをこの意思決定あるいは権利擁護というものが占めているというように思います。我々、高齢者というように一くりにすると高齢者なのですけれども、その人の意思の中をのぞいたときに、その人が初めて人間として見えてくる、そういう意味でこの意思決定の支援、権利擁護というのはすごく大事なところかなと思っています。

豊田市もそういう快適期間をつくるために意思決定支援、社会参加、介護予防、いろいろなことに取り組んでおりますけれども、また来年度も議論を深めていただいて、よりよい、我々から言うと豊田市民の生活、それから、ひいては日本の皆様の生活がよりよくなるようにということで御協力いただければと思います。

1年間、どうもありがとうございました。

○加藤担当長 では、以上をもちまして第3回「豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会」を閉会いたします。ありがとうございました。

地域共生社会を考えるために知っておきたい100のことシート



○ 豊田市 では、目指すべき **地域共生社会** について、次のように考えています。

- ① 一人ひとりの「**安心な暮らし**」
 ② 一人ひとりの「**生きがい（自分らしさ）**」
 ③ 人や活動の「**つながり合い**」
- を**ともに**つくり、**幸せ**を感じられる社会



- それでは、あなたは、この地域共生社会の3つの点がどうなったら幸せですか？
 ● それを誰とともに創りたいですか？家族ですか？それとも友人、近所、企業、事業者、社協、市役所でしょうか？
 ● それぞれが地域共生社会で過ごしたい生活を考えられるよう、知っておきたい豊田市での取組や事例などを共有したいと思います。

地域共生社会 と とよた市民後見人 について

- ①安心な暮らし ②生きがい（自分らしさ） ③つながり合い

- 認知症のAさんのところには、とよた市民後見人※のBさんが毎月訪問に行っています。Aさんが「財布を無くしてしまった。」と困っていたので、「ここにありますよ。」とBさんが答えると、Aさんは「そうだった。あんたがいて助かったわ。」と言われ、「安心」して笑顔に戻りました。
- とよた市民後見人のBさんも、Aさんとの会話が新鮮で楽しみです。定年後の新しい「生きがい」を見つけて、充実した日々を送っています。

とよた市民後見人とは・・・

認知症や障がいなどによりお金の管理や生活に必要な契約手続きをする際に、ひとりで決めることに心配のある人をお手伝いする人です。養成講座を受講した市民が成年後見人等として市民の暮らしを支えています。

問合せ先
 豊田市 福祉総合相談課（電話：34-6791）

第5回

～つながるミライへ～

地域共生社会推進 全国サミット

in
とよた

2023年
10月12日(木)
13日(金)

開催日

会場

名鉄トヨタホテル
総合館
(コンサートホール
能楽堂)

地域共生社会って何?
「あなたが主役です。」

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

ミライのフツワーを
みにおいでん!!

H2



お問合せ

愛知県豊田市役所 福祉総合相談課

〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地

TEL: 0565-34-6791 E-mail: fukushi-sodan@city.toyota.aichi.jp